

平成27年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(18日目)

平成27年3月13日(金)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第 1 号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 2 号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 3 号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5 号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6 号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 7 号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第 8 号 平成27年度永平寺町一般会計予算について
- 第 9 議案第 9 号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第10 議案第10号 平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第11 議案第11号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第12 議案第12号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第13 議案第13号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第14 議案第14号 平成27年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第15 議案第15号 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第16号 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 第17 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第19 議案第19号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第22号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第23 議案第23号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第24 議案第24号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第25号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第26号 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第27 議案第27号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第28号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第29 議案第29号 町道の認定について
- 第30 議案第30号 町道の認定変更について
- 第31 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第32 議案第32号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 第 3 4 発委第 1 号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 6 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 1 号 平成 2 6 年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 2 号 平成 2 6 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 3 号 平成 2 6 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4 号 平成 2 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5 号 平成 2 6 年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 6 号 平成 2 6 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 7 号 平成 2 6 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第 8 号 平成 2 7 年度永平寺町一般会計予算について
- 第 9 議案第 9 号 平成 2 7 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 1 0 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 7 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 1 4 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 1 5 議案第 1 5 号 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 1 6 号 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 第17 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第19 議案第19号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第20号 永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第21号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第22号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第23 議案第23号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第24 議案第24号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第25号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第26号 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第27 議案第27号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第28号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 第29 議案第29号 町道の認定について
- 第30 議案第30号 町道の認定変更について
- 第31 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第32 議案第32号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第34 発委第 1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第35 諮問第 1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第 1 議案第34号

受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について

追加日程第 2 議案第35号

受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結について

追加日程第 3 議案第36号

受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結について

第36 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（18名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 酒井要君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君
- 9番 金元直栄君
- 10番 樂間薫君
- 11番 齋藤則男君
- 12番 伊藤博夫君
- 13番 奥野正司君
- 14番 中村勘太郎君
- 15番 川治孝行君
- 16番 長岡千恵子君
- 17番 多田憲治君
- 18番 川崎直文君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	竹内貞美君
総務課	長	山下誠君
企画財政課	長	山口真君
会計課	長	清水和子君
税務課	長	帰山英孝君
住民生活課	長	野崎俊也君
福祉保健課	長	森近秀之君
子育て支援課	長	藤永裕弘君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	川上昇司君
建設課	長	平林竜一君
上下水道課	長	太喜雅美君
永平寺支所	長	山田幸稔君
上志比支所	長	山田孝明君
学校教育課	長	南部顕浩君
生涯学習課	長	長谷川伸君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	清水満君
書	記	吉川貞夫君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、ご参集をいただき、ここに18日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第1号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第2号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第3号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第4号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第5 議案第5号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第6号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第7号 平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 日程第1、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第7、議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員長より報告をさせていただきます。

平成27年2月24日の本会議で付託されました議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成26年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての7件につきまして、去る3月5日に、委員18名全員出席のもと、当委員会で慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元の報告書のとおりであり、7議案とも原案どおり可決となりました。

審議の中での特に主な意見につきまして述べさせていただきます。

今回の補正予算は、国の地域住民生活等緊急支援交付金が主なもので、地方の活性化を促す地方創生先行型3,300万、地域消費喚起・生活支援型3,900万が主なものであります。

永平寺町の人口と将来の展望に向けた永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定に当たり、町の実情や特色を生かした独自性を求める意見、策定委員会や永平寺町未来会議、また地域懇談会等で町民の意見、住民参画による町民総意の策定となるよう努めてほしいという意見であります。

2つ目です。子育て支援のまち、教育環境充実のまちとして、若者定住支援策としての永平寺町住まいる定住応援事業、宅地造成適地調査の各事業の推進はもとより、町内、また他市町に向けたPRの拡充、市街地、空き地利用の検討及び地元、行政の連携の必要性を求める意見があり、それに対応するという回答をいただいております。

次です。コミュニティバス再編検討事業においては、3地域を横断するルート
の検討、また生活路線としての確保の充実を求める意見があり、今予算で路線、またデマンドバス、スクールバス検討等の多方面、専門的に検討し、28年には

方向を示すという回答であります。

これらいずれも27年度に実施予定となっております。

以上、報告のとおり、審査の結果は7案全て可決することに決しました。

以上、委員長の報告といたします。

○議長（川崎直文君） これより、議案第1号から議案第7号までの7件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第1号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第2号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第3号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第4号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第5号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 6 号、平成 26 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第 6 号、平成 26 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 7 号、平成 26 年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第 7 号、平成 26 年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第 8 議案第 8 号 平成 27 年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第 9 議案第 9 号 平成 27 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第 10 議案第 10 号 平成 27 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第 11 議案第 11 号 平成 27 年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第 12 議案第 12 号 平成 27 年度永平寺町下水道事業特別会計予算に

ついて～

～日程第13 議案第13号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計
予算について～

～日程第14 議案第14号 平成27年度永平寺町上水道事業会計予算につい
て～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第8、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会
計予算についてから日程第14、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事
業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算について
から日程第14、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算につ
いてまでの7件を一括議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、予算決算常任委員会に付託されました議
案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され
ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長報告を求めます。

8番、上田君。

○予算決算常任委員会委員長（上田 誠君） それでは、予算決算常任委員長より報
告をさせていただきます。

平成27年2月24日の本会議に付託されました議案第8号、平成27年度永
平寺町一般会計予算から議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予
算についての7件について、去る3月5日、6日、9日及び11日に、委員18
名全員出席のもと、当委員会で慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元の報告書のとおりであり、7議案と
も原案のとおり可決いたしました。

今般、国は、社会安定的な人口の確保と少子化社会への対応として地方創生を
掲げ、各自治体に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、また合併による支
援策の終了による財政減のため中期財政見通しを盛り込む等などにより、今年度
より企画財政課を財政課と総合政策課に分け体制強化が示されたところであり
ます。

それを踏まえて、審議の中で特に主な意見につきまして述べさせていただきます

す。

総務委員会所管では、26年度補正予算にもありました地方創生総合戦略、若者定住促進、コミュニティバス等については、26年度補正の説明にかえさせていただきます。ほかに、本予算には、既存施設の解体や耐震の計画、新規箱物の計画がある中、今後の厳しい財政を考えると早急に公共施設再編計画を示すべきとの意見がありました。

教育民生委員会所管におきましては、国民健康保険税の見直しにより医療費負担が1割から2割、また大病院の紹介手数料等、低い年金高齢者にとって増額となる。低所得高齢者は軽減対策が入ってはいますものの、低い年金高齢者としては増額は大変である。収入の面、それから財政安定とともに、また民主主義の対応も図ってほしいとの意見がありました。また、第6期介護保険料の改定により、要支援1、2の対象者は町の総合事業に移行することにより在宅支援施設のあり方、国のガイドラインとして低所得者層の割合0.3の対応、また地域包括ケアシステムの構築の具体策、地域や諸団体、ボランティアの育成についての質問がありました。

住民参画、地域振興のかなめとなる公民館主事について、公民館運営の仕事面だけでなく、各種団体との連携、地域コミュニティづくり、先進地の積極的な研修に向く対応の意見が出されております。

産業建設委員会所管では、ふるさと創造プロジェクト事業での旧織物会館建設について、策定委員会の活動状況や、松岡公園整備と連携し町外からの誘客を見込む周辺開発の指摘がありました。他方、観光資源としての誘客目的か、地域コミュニティの場となる住民施設の目的かを明確にすべきとの意見がありました。また、門前まちなみ整備事業は、大本山永平寺とも連携し、町外、県外からの誘客につながるようとの意見も出されております。

農業政策につきましては、意欲ある農業者の生産基盤支援、地域振興作物への補助交付金については積極的な対応を求める意見、農地中間管理事業は、中核となる農業者への支援拡大を求める意見、地域共同作業の多面的機能支払交付金事業においては共同作業のレベルを超える町の対応の方針を求める意見が出されております。

また、上志比文化会館の災害時の避難施設機能を有するバイオマスボイラー設置は、燃料となる木材チップの安定確保、また当町森林組合への対応の有無、また今後の方向性を求める意見が出されたところであります。

以上、報告のとおり、審査の結果は7議案全て可決することに決しました。

以上、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより、議案第8号から議案第14号までの7件について1件ごとに行います。

日程第8、議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、27年度町一般会計予算案について反対の討論を行います。

この予算を見てみますと、評価する点多々あります。例えばエアコンの一気に導入、これらも大きな課題になっていましたけれども、議会に諮り一気に進めようという町の相談の投げかけも含めて一気に進んでいくこと、これは本当に久々に、そういうことも進むんだなと思ったところであります。また、上志比小学校などでも、いわゆるトイレの改修など、これまで部分的にしか進めなかったものを一気に進めるやり方、教育ローンへの支援、また定住促進等々、住民にとっては非常に必要な予算もあることは認めます。また、それを進める上で少しずつ改善されている点もあることも認めています。

ただ、私は、きのうの総括質疑でも言いましたけれども、一つは消防の問題ですが、これの建てかえ整備するということについては異論はありません。しかし、永平寺支所の開発センターのあり方の問題、そしてそこでの建て方の問題等、私は非常に残念に思っているところです。消防については、最適の環境で、やはり町民も「これなら仕方ない」と言えるものをつくっていくべきだと思っていました。これらについて、特に町長が去年かわりましたけれども、確かに議会でこれまで決めてきたということもありましたが、まだ着工には至っていないという状況の中ではやっぱり町長に期待した、町長がかわったときにこれをどうしようかという問題、ここを断行してこそ、町民にとって町の閉塞感を打開する大きな一つの方向になったのではないかと私は思っています。そういう意味では残念に思っているところです。

ただ、一部、その着工との関係でいいますと、これまで議会で旧松岡時代に視察した群馬県の太田市というところでは、首長選挙で、いわゆる十数階建ての市庁舎を建てるといふ、その事業が着々と進んでいる途中で7階か8階建てに変えた。確かに違約金、補償金も多かったけれども、市民にとってはそれが大きな力になったという話も聞いてきました。そういうこともあり得るわけですから、やはり大事なことでなかったかと私は思っているところです。残念です。

小学校の体育館等のつり天井の見直しの問題ですけれども、これも見直しがあるということは補正予算等でわかってきましたけれども、これまで私も、旧松岡町時代からたびたび、つり天井の問題は大きな問題になるということを書いてきました。しかし、これを見抜く意味でも、ぜひ町に専門職員の配置をと訴えをしてきたのですが、最近また答弁の中で一歩前進かなという面も見られますけれども、専門知識を持った職員を置いていけばという感は本当に拭えない私の思いであります。ぜひ思い切ってこういうところを強化し、専門的な職員、特に就職氷河期と言われるこの時期には有能な人たちを採用することも可能ですから、そこに踏み切ってほしかった。さらに、いわゆる福祉部門というのは専門職の多い分野でもありますから、これらをどう生かしていくかというのは合併以来なかなかできていなかった面があるのではないかなと思っているところもあります。ここを何としても強化しながら、専門職員の活用も含め、町の奮起を期待したいと思うところであります。

3つ目には、マイナンバー制度の導入。これは国民を一元管理のもとに置こうという方向、これまでもいろいろ質問等で言ってきましたので細かくは言いませんけれども、いわゆるこれを個人情報保護との関連でいいますと、企業はそのいろんな名簿を売り買いも含めてやっている。これを野放しにしてこういう制度を先行させるというのは、私は決していいことではないと思っています。これへの取り組みがこの予算で示されていること、これは認められないということです。

地方創生の問題についていいますと、やはり町の総合戦略をつくるということですが、業者に任せるのでは金太郎飴になるのでないかということはこれまでも訴えてきました。ただ、全国の人口のふえている地域、こういうなのを見ても、定住促進、これを本当に豊かな施策の内容で補っているといえますか、そういうところが全国にもいろいろあります。単に若者対策だけでなしに、定年後の少しリッチな高齢者を町に迎え入れてくることも大きなかなめだと思っております。

それと、金太郎飴というあんまり使いたくない言葉をすぐ使ってしまうわけですが、つくり方の問題で言いますと、私は1,000万円余のお金を繰り越して来年度につくっていくことになりましたけれども、例えばこのうちの2分の1とか3分の2を職員の研修に充てて、職員の手でみずから書き込んでつくっていく、こんなことをやれば町の職員のレベルアップにもつながりますし、そして全国のいい教訓を直接見聞きしてくることで、本当に豊かな内容を持った策定にもつながるのではないかと考えています。こういうやり方でいろいろ考えつつ、町の課題である、これまでおこなっているとは私は言ってきましたけれども、高齢者対策等について、やっぱりもっと目を向けるような施策等を独自につくっていく、こんなことも大事なんではないか。それらをすることによって、いわゆる金太郎飴にならないといえますか、職員の創意工夫を生かしていくものにしていくことも可能なんではないかなと考えているところです。

あと、いわゆる指定管理の問題では、コーワという業者がやはり問題を起きました。直接その事業とは関連ないとはいえ、僕はそうは思わないし、その指定管理のいろんな向こうからの提案の中にも警備業務を行っていることが自分たちのやる業務に大きく関連しているという内容にもつながっている。これらへの対応については即刻 していく必要があると思います。なお、条例の問題では、そこではまた一言言わせていただきたいと思います。

軽自動車税、特に地方の足というわけですがけれども、幾らTPPの圧力とはいえ、それほど税金の引き上げというのをしなければならぬのかという意味では問題です。特に13年以上乗った車にさらに重加算をすとかいうやり方は、ぜひやめてほしいと考えています。ここらも認めるわけにいかない。

公共施設のあり方の問題で言いますと、これら耐震補強とかいろんな、取り壊しの問題もありますけれども、予算化する前にこれを示すべきだと私も思っています。

肺炎球菌の予防注射の問題では、町独自の施策は町の独自の施策としてきちっと位置づけられていないのは残念で仕方ありません。

農業分野では、本当に地方経済、地域の経済を支える一つのかなめですがけれども、確かに国の施策で町としても大変なところはありますけれども、ぜひ町独自の具体的な方向性を見えるようにしていただきたい。ここがなかなか見えていない。ここは残念であります。

ただ、これら暗たんの理由を示しておりますけれども、全くこれらの方向性、

兆しが閉ざされているわけではないと思っています。町独自の奮起をお願いして、私は反対討論にかえていきたいと思えます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 本予算に賛成の立場から意見を申し上げます。

この予算につきましては、議員全員による予算委員会において十分に審議を尽くされたものと思えます。

予算は町の1年間の収入と支出の見積もりであり、町民に対し行政サービスを行って福祉向上に努めることを約束するものであります。この予算を編成する権限は、町民の代表である町長にあります。

歳入面を見ると、財源の確保が私は十分にされていると思っております。まず自主財源、景気の動向を見て適切に課税をされ、また交付税においては前年並みというふうな点でございます。

また、歳出の面を見ると、経常経費の節減を図り、投資的経費においては合併特例債を利用した事業予算、また各補助金については事業に対する補助に重点を置き見直しをされております。また、国や県の事業規模に見合った補助を適切にされていると思っております。細かい内部につきましては、先ほど委員長報告等にごさいましたので省略させていただきたいと思えます。

また、財政部門を独立し、本年度からは強化を図ることは非常に適切に判断をされていると思っております。

よって、町長としては、この予算を自信を持って提案したものと私は思えます。この予算に対し相対的に反対でないならば、予算の一部修正案もしくは改善案、代案等を提案し審議すべきであったと思えますが、いかがでしょうか。また、どうしても納得がいかない部分があれば、協議の上、附帯決議という方法も考えられたと思えます。

私は賛成する立場から、理事者に対し、この予算の執行の段階において委員会において各委員会の指摘事項及び重要な議案等については、また多くの反対意見等についてはその都度議会に協議をされ、適切な方向性に向けた予算の執行をされることを望むものであります。

予算の議決権は議会のみが有する権限であります。この予算は直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものとして、議会としては短期間ではあったが慎重に審議に当たったものであり、もしこの予算が成立しないこととなると

住民サービスの停滞及び直接的にも間接的にも困るのは住民である町民だと思います。

よって、速やかに成立することを望み、賛成討論といたします。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 平成27年度一般会計の反対討論をさせていただきます。

平成27年度一般会計予算総額97億1,808万7,000円の中には、学校のエアコン設置や新消防庁舎の建設費、公民館主事の配置など、町民の生活や将来のまちづくりに欠かせない予算が含まれているとは思っております。

しかし、合併して間もなく10年を迎えようとしています。この10年間のうちでは、合併後の新町が自立可能な町として準備するために国からの大きな支援を受けられる期間でありました。さて、その準備ができたでしょうか。私は非常に疑問を持っております。

町民の生命や財産を守る新消防庁舎あるいは防災無線など、住民に欠かせない準備は整っておりますが、合併前からの既にある施設で使われてないものや老朽化したものの今後の計画がまだ示されておられません。しかし一方では、道の駅や旧織物会館の建てかえなど、新しい箱物建設の計画も入っております。このことは、まずは既存の施設がどうあるべきかということを示すべきではないでしょうか。

また、将来の大きな問題の一つに人口減少、少子・高齢化があります。本町では合併後から、子どもを育てやすい町としてさまざまな子育て支援事業を行ってまいりました。また、最近では、若者が定住していただけるような若者定住促進事業も行っています。その効果も明らかに出ているとも思っております。

しかし、高齢化率も30%を迎えようとしている中、2025年、団塊の世代が75歳を迎えるまでに健康維持、介護予防の事業、在宅での看護、介護の事業など、早急に整備をし、安心した老後を送れるようにしなければなりません。本年、第6期の介護保険・老人福祉計画が示されていますが、その内容は、本年から地域ケアシステムの確立のための協議等をするということで、他市町と比較するとおこなっているように思われます。

また、財政面であります。産業人口の減少等で町民税の伸びが期待できません。また、合併10年後から始まる交付税の段階的減額により、ますます財政が厳しくなっております。今後の財政改革の中で既存施設がどうあるべきか、計

画的に統合や廃棄、改修、建てかえなどを行い、2万人の町に必要な施設を早く
絞り込む必要があります。そうしなければ年間の維持経費がかかり、財政の硬直
化が考えられます。

そのような視点に立ってみますと、本年の一般会計については反対せざるを得
ないということでもあります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 本案の平成27年度一般会計予算は、本町が、今現在進行
しております人口減と、これは全国各市町同じでありますけれども、将来におけ
る財政の収入の減少に対する、それを防ぐあるいは増加させる意味で種々の多く
の施策が含まれております。新町政になりまして、座して死すを待つのではなく、
強くて優しいまちの実現に第一歩を踏み出すべき予算というふうに考えます。

農林水産業、観光誘客、それから小中学校の全エアコン設置等々、非常に歳入
が厳しい中で英知を絞っているいろんな施策を出されてきて示された予算というふう
に考えます。

これまで委員会等々で、たくさんの質問に誠意を持って答えてきていただい
ていると思います。

そういうことを踏まえまして、私はこの予算に賛成を投じたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今ほどの予算につきましては、賛成議員と同じでございま
すけれども、絶えず永平寺の消防庁舎のことについて質問をされているわけで
ございますけれども、私は永平寺の東古市の 〇〇 〇〇 〇〇 が一番適当だと思っている。

その理由といたしましては、平成6年度から吉田地区消防組合で合併というこ
とで松岡町、永平寺町、それから上志比村とが合併するというところで検討をして
きているところでございまして、これを受けまして永平寺町となりまして、合併
になりまして、議会で特別委員会を設けまして十分に検討しているところでござ
いまして、これが決定したところでございます。

また、東古市というところは地盤もがんこでございまして、地震においても、
松岡のほうでは倒壊がありましたけれども、永平寺地区には全く一件も倒壊がな
かったということで安心して、地盤がかたいということで十分に耐えられるもの

と思っております。

また、予算面につきましても、平成28年までにはデジタル無線ですか、それなんかも含めて、解体したお金と、また新設したときの建設費とが、費用対効果ですね、これ案分したら。そういうことで判断をしたものと私は思っておりますので、賛成をする意見でございます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成27年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、27年度町国民健康保険事業特別会計の反対討論を行います。

国保会計については、特に国からは、いわゆる一般の医療費ですが、70歳からの窓口負担を1割から2割、さらに入院食費の自己負担を医療費から区別して1食260円から460円、1日1,500円にもなる負担増です。さらに、大病院への紹介状なしの診療には5,000円から1万円の定額負担を求めるなど、消費税の引き上げに加えて負担増がめじろ押しの、国民にとっては非常に大きい負担増であります。

さらに、今予算案は国保税の引き上げが予定されており、1人当たり年約9,000円の引き上げとなっていること。これだけ負担増が続く中での引き上げは私は非常に大きいと思っています。これらの引き上げも、これまで国の療養費に対する負担を減らし続けてきたことが大きな引き金になっているわけですが、特に国民健康保険については、いわゆる何百万人という滞納が生まれているというのも大きな話題になっているところです。

また、国保税は、予算に計上のその収納率が約95%程度だと報告を受けました。この部分は行政の責任もあることから、いわゆる5%分を計算すると約1,700万円、この程度は一般会計からの支援を考えるべきであると私は考えていますし、そのことを言ってきました。

さらに、退職者の分野でもこれがなくなって一般国保に入れられることは、医療費の大きい部分を国保会計で賄うということになりますから、この会計へのしわ寄せをさらに大きくするものだと思います。当面、国からの支援があるにしても、先行きは国の支出を抑えるという方向に乗っているわけですから、本当にこんなことを考えていくと大変な状況だと思っています。

そういう意味では、この国保会計予算を認めるわけにはいかないという立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 賛成の立場からご意見を申し上げます。

この国民健康保険事業は、全ての国民が保険に加入する、つまり加入できるようにとスタートした事業であり、社会保険等に参加できない自営業の家族や職につけない人たちの健康保険事業でもあります。

本町の健康保険事業は、これまで加入者の利便性を図り、常に健全に運営されており、保険税も県下17市町を見ましても低い額に抑え、そして加入者の健康管理と疾病の早期予防、早期発見、早期治療を主眼に人間ドックの助成等々を実施し、医療費の高騰を抑える努力をしております。

また、低所得者に対しては、保険税の減額措置、未納者に対する納税の相談等、町として独自の取り組み等々を全力で取り組んでいるものと思います。もしこの予算が成立されないとなると、永平寺町の国民健康保険加入者が保険診療を受けられないというような状況にもなりかねません。

よって、この予算案に対し賛成の意見を申し上げます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第9号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 後期高齢者医療制度、27年度の本町の後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論ですが、この制度、75歳以上の人たちを差別医療に分けるということで、差別的制度だと国でも認めてきた制度です。一時期は国もそれを認め、一定期間のうちにこの制度を廃止するということを言っていました。そのめどは今立っていません。

さらにこの制度、制度そのものの差別性に加えて、年二百数十万円の年金収入者については年金収入の多い人という位置づけにして、その窓口負担が大幅に引き上げられること。また、これまで行われてきた特別軽減が廃止され、保険料が2倍から10倍にも引き上げられる人たちもいらっしゃる。これらによって保険料負担はふえ、さらに負担増で医療費を抑制する。この制度は私は早くなくすべきだと思っています。

特に高齢者にとっては、年金収入が定額な人が非常に多い中、負担増がめじろ押しという上に、さらにこの制度での差別性が、いわゆる年金収入が200万円

台の後半でも高額所得者という、普通、一般社会では考えられないような二重の差別性を持った位置づけをするという、こんな保険会計は、やはりどうしても廃止して行ってほしいという立場から私は反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 後期高齢者医療特別会計であります、国のほうもいろいろ方向も進んでいない状況ではありますけれども、やはりこういった方々、対象の方もいらっしゃるし、やっていかなければならない事業であります。

中身についてはいろいろ議会でも協議しましたが、特に問題ないということであると思いますので、賛成といたしたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第10号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 27年度町介護保険特別会計予算案について、私は反対の態度を表明します。

理由は、一つは、今回の本予算、第6期の介護保険計画がかかわる予算であり

ますけれども、この中で保険料の引き上げが行われております。今回の引き上げは、標準の月額が5,350円から5,700円へと月350円の引き上げとなっているところです。この引き上げ額が割と定額になった理由は、この3年間で約6,000万円余の基金が生まれていると聞いています。つまり、余った金が出てきたということでありましてけれども、このことを言いかえれば、いろんな答弁はありましたけれども、私は、前回引き上げ過ぎたというんではないか、2つ目は、もしくはサービスの利用が抑制された、3つ目には希望するサービスが受けられなかったなどが考えられるところでありまして。

さらに、今回、保険料の改定に伴い、国は低所得者の軽減範囲を0.3にしろと数字まで示して指示をしてきているわけでありましてけれども、会計に金余りの状況があるのに、いわゆる最低段階の人たちの軽減を0.5プラス0.05、つまり45%に終わっている。そういう意味では、軽減の額がなかなか国の示している方向までいっていないというのは問題だと思っています。

この4月からは介護保険の第6期計画が始まりますけれども、保険料の値上げの今必要な、もしくは希望するサービスが受けられる条件を整えることができるのかどうかも不安な点はあるわけでありまして。サービス提供、施設の不足は誰が責任を持つのか、この点でも、これまでかなり努力はするということによって、内容を聞いてみますと町のいろんな支援も条例の制定などで整備はしてきていますけれども、行政としての責任がいまいち弱いように私は思っていますし、これを実施していく体制の整備もやはりなかなかできていないのかなと思っています。

それに、サービス利用について、年金の額によって利用料負担をふやそうというのも大きな問題だと私は思っています。

よって、この予算案には私は反対の態度をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） この予算案を含め、町よりこの議会に提出されました全ての予算案は、議員全員による予算委員会において細部にわたり説明を受け、審議を尽くしたものと思っております。

この介護保険制度は、それぞれが互いに助け合う国の制度として、国会において審議し、成立し、スタートした事業であります。しかし、国の制度だからといって安易に事業を実施するものではなく、永平寺町にとってどのように利益が得

られるか、また町として国の方針を見詰め、町独自の方策等も模索し、この制度を活用すべきだと思っております。我々、住民の代表である議員としては、地域住民のために、小さな町から大きな声を国や県に届ける役割を果たすことも町民の利益につながるものと思います。

29年度から要支援の1、2が町に移行されます。町の取り組み、その姿勢を期待し、私は本予算を原案のとおり賛成する意見といたします。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第11号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第12号、平成27年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第13号、平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号、平成27年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第15 議案第15号 永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第15、議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) 総務常任委員会への付託案件につきまして

て、委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして総務常任委員会にて付託案件6件議案付託いたし、去る3月10日火曜日午前9時より11時まで、全委員及び町長、副町長、消防長、総務課長以下所管課長の出席を求め委員会を開催いたし、十分な審議の結果、皆様のお手元にごぞいます報告のとおり、議案第15号につきまして可決となっております。

それでは、内容及び意見を述べさせていただきます。

この条例の制定は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）や平成30年度以降の次期総合振興計画を策定し、これらの計画に沿った施策を強化、かつ円滑に進め、地域を元気にするための地域の課題や地域づくりにつながる漸進的機構改革であると捉えます。

このため、総合政策課では、政策企画部門の強化を図り、政策の総合的調整をし、地方創生に関する強化事務を担当し、なお一方、財政課では、財政部門を独立させ、予算財政に特化した予算、起債、財政運営を強化する事務を担当し、官と民が共有した情報や人材の育成強化が最重要かと思えます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、委員長の報告を伺いました。

一つは、この狙いがどこにあるのかというのはそれなりに聞いたつもりでいますけれども、やはり、もしそこで考えるところがあつたらしっかり示していただきたいなと思うんです。

ただ、まち・ひと・しごとですか、総合戦略をつくっていくということで、この課ができるということは非常に積極的な意味もあるのかなと思います。みずからの手でつくる体制もできたのかなと思うので、そういう期待はここで一言ちょっと触れてはおきたいと思いますが、どう考えているのか。

ただ、私はこれまでも、このことよりも本町の高齢者対策はもう待ったなしのところに来ているので、それらの体制強化を進めるべきだということを常々言っ
てまいりました。それらの意見は出されたのか。もしそれらについてのお考えがあれば、ここでまた示していただければありがたいと思います。

委員長が答えられない場合は、行政からの答弁をぜひ期待しております。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいま金元議員のほうから、この条例制定の狙いはと、また高齢者対応について協議、議論されたのかということですが、この条例の制定は、先ほども申しましたとおり、市町村まち・ひと・しごとの、創生の総合戦略でありまして、今金元議員さんが心配なさっておられる高齢者対応と申しますそれにつきまして、町としても十分に対策の強化についても、また豊かな内容のある老後のあり方と申しますか、そういうふうな強化についても十分に考えられているというふうに捉えております。

委員会においてはそういった議論はなされてはおりませんが、私、感じますにそういうふうに捉えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 額面どおり捉えていいのかどうか、行政からの答弁をお願いします。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） じゃ、済いませんけど、行政のほうからひとつよろしく願いいたします。

○議長（川崎直文君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 機構改革のご提案でございますが、総合戦略室におきましては、今ほど委員長も答弁していただきましたとおり、まずは地方創生にも当たりたい。そしてもう一つは、その一つの課でいろいろな情報を収集しながら、また各課におろして、また各課からの連携と申しますか、各課同士の連携、そういったものを、政策の中心という課にしたいという意味合いもございます。

もう一つは、財政課という形で進めるに当たりまして、今回、財政課のほうには行財政改革推進室を持ってまいります。なぜ行革が財政課なのかといいますと、やはりこの行革を進める中で、私、この1年本当に感じましたのが、やはり財政面、予算が執行される中で本当に効率よく、そして効果がある使い方をしているのか。その使い方の中でこういうふうに改善していったらいいのではないかとか、こういう事業はこういうふうに縮小、また拡大、またよその課との連携、そういったのが重要だなという、そういう財政面での裏づけと申しますか、そういったのが行革の中では非常にウエートを占めるというのをこの1年間感じておりました。

そうした中で、やはりこの財政課におきましては定期的に行いますか、もちろん議会、また監査委員さんにもしっかりとチェックはしていただきますが、財政課として各課の進捗状況、効果的な予算が執行されているか、そういったこともしっかりとチェックしながら、行財政改革、また次年度の予算に、本当に効率的な予算になるように財政を集中してしていただきたいということも今考えております。

金元議員、予算委員会とか一般質問、また上田議員からもありました高齢者室はどうかというご提案もございました。今、この時代の流れといえますか、大きく変わってきております。そういったのは、やはり臨機応変にといえますか、この時代の流れに合った機構改革、こういったことは常々考えていきたいと思っておりますので、また皆さんのそういうご提案とかも大切にしながら、相談しながらまた進めていきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、この条例改定に反対するものではございません。

ただ、ある意味、今委員長報告と町長の答弁にもありましたように、総合政策課などをつくって、みずからの手で地方創生、その中身を練っていききたいということなんです。

僕は、今度、補正予算で新たな年度の課題等は繰り越しでされるものの、いわゆる戦略計画づくり、これらについては、その金を業者に出してしまうくらいなら、これらを、体制を一新したのを機会に、その職員だけでなしに全庁の職員の資質向上のために、今、予算盛ってあるんですから、もう思い切ってお金を使う。それで一気に資質向上を、本当に生き生きとまちづくりに当たれるような職員づくりにね。そういうお金に使うなら私はもう本当に大賛成です。僕は甘い物好きですけど、金太郎飴になるんでは、ちょっとさえんなと思っているところもあるんで、その辺は十分考えていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第15号、永平寺町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第16 議案第16号 永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第16、議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) それでは、議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、内容及び意見の委員会報告をさせていただきます。

この条例の制定は、国において行政手続法の一部を改正する法律の施行が本年度、4月1日から施行されることによる制定で、この内容は、行政手続の公正な明文化の確保により透明性がより向上し、住民の権利、利益の保護が図られる改正内容であります。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 委員長の報告がありました。

法律の改定による改正やということですが、ちょっとこれは、委員長がもし答弁できなければ行政が答弁してほしいと思うんですが、34条の2に法令に違反

する行為の是正を求める行政指導ということであります。これまで行政手続法というのは、いわゆる行政に対して住民の側から、もしくは住民に類する人たちから出されたいろんな書類とか申し出について、一定期間内にきちとした結論を示すべきだということで、住民の権利を守るという立場が強かったのかなと私は思っています。これたしか平成の初めのころに整備された法律なんかと思うんですね。

ただ、その法令に違反する行為の是正を求める行政指導とか、またそれに類することが34条の3にも示されているわけで、これまでにないものがあるのかなと思わんでもないんですが、その辺は特別に何かそういうことを明記すべき事例が全国的にも起こったからこうするようになったのかどうか、そこだけ示していただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 今、金元議員より第34条の2の追加項目、また34条の3の追加項目、法令等要件に適合しない行政指導の中止の項目及び法令等に違反する事実の是正のための処分または行政指導ということでございますけれども、私なりに一生懸命説明はさせていただきましたけど、行政の方に再度、理解いただけるような答弁をひとつよろしくお願いします。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 今ほど委員長の報告にも、概略は報告どおりでございます。

今までのこの条例、全条例でございますと、そういった文章が明確に書かれてなかったといったところから、やはり申請者に対して、より明確にすることによってその申請者の利益等々を確保しながら、権利、利益の保護を図るといったことを明確にやりましょうということで、今までは書いてなかったものによって、こちらから言葉で伝えてただけとかというものでなくて、条文化することによってこういう権利、利益をしっかりと守ると。あるいは、中止の是正を求める場合についても、どういったところのものが中止を求める対象の物件になるのかどうかといったものも全て提出をしていただくとか、そういったものをしっかりと条文化させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 行政手続法というのは、住民の権利をより拡大したというこ

とでは非常に意味があったことであつたと思うんです。

ただ、いわゆるちょっと悪質な業者なんかに言わせますと、こういう手続がある関係上、申請出しておけば行政を後でいろんな意味で訴えられる一つの根拠にもなってきたわけですから、行政指導という形できちっと評価をし、法令に違反した場合はその是正を求めるといった項目が入ってきたことは、僕は行政の、やっぱり質の向上というんですかね、それを図る意味でも非常に大事なことだと思つてます。こういう項目が加わつたことで、より高い審査をしていく意味での質の高い行政能力が求められると思うので、その辺は十分注意しながら進めて整備していただきたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第16号、永平寺町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第17 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第17、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、教育民生常任委員会において、3月10日、今ほど議案になりました永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを協議をいたしました。

主な意見といたしましては、厳しい社会情勢の中、税率改正を最小限にとどめ、被保険者の負担増の軽減が図られている。また、少子・高齢化や医療技術の高度化などで医療費が増大する中、予防事業や各種検診の受診向上など、医療費抑制に努めるよう、また保険税の納入率向上のため、徴収業務、相談業務を強化することなどの意見が出され、採決の結果、賛成多数により可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 先ほど国民健康保険特別会計の予算案のところでもいろいろ述べさせていただきました。特に窓口負担の増や入院食費の自己負担の増、また大病院への紹介状なしでの診療には大きな負担が生ずる。これらめじろ押しの負担増ということを行いました。また、消費税の負担増を初めあらゆる支出がどんどんふえている中で、確かに会計の状況が苦しいのはわかりますが、そういう意味では、引き上げばかり考えるのではなく、こんなときこそ一般会計からの支援も含め、町民の負担軽減を図るべきだという立場であります。その内容については国民健康保険特別会計の討論の中でも言いました。

でき得れば、やはり町の責任として、収納率の足りなかった分程度については、1,700万から2,000万ぐらいの間だと思うんですが、一般会計から負担してもいいのではないかと私は思っています。それで を抑えることが町民にとっても非常にありがたいことだと思ふ立場から、この引き上げの内容については反対の立場をとります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第18 議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第18、議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会より委員長報告させていただきます。

議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、この内容、意見を申し上げさせていただきます。

この条例の制定は、国において、教育委員会制度を改革するため関係法令を一部改正しましたところから、当町においても、関係する条例の一部改正をするものであると。主な改正で、教育委員会委員の定数を5から4人に改正し、教育公務員特例法から地方自治法に改正されたことにより、当町の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例におきましても教育長を追加する改正で、新教育委員会

制度では教育長が教育委員会の代表となり、委員長の項目を削除する内容となっております。また、この改正により、教育長の任命権者は町長となるものと総務常任委員会において確認をいたしましたところでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしました。妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今の教育長の位置づけを、単純に言えば変えるという内容の条例の改変です。これについては、いわゆる教育関連法の、私は改悪って言ってますけど、改悪によって教育委員会を首長のもとに置くという狙いの中で行われることです。

特に、最近話題になってますけど、大阪市でこの問題が始まって、首長の思いどおりにならない制度は認められないということで強引に押し進めたものを国が追認したといえますか、制度化したものだとは私は思っています。特に、そのもとでやられている大阪市の状況を見てみますと、大阪府では教育長が辞任する羽目になっています。パワーハラスメントだということですが、民間から公募した校長、これが数々の問題を起こして結局辞任せざるを得なかった。それを大阪府で教育長に採用して進めてきたという経過がありました。

そんな中で進められてきた法の整備で教育長を、いわゆる先ほども言いましたように、首長のもとに置くという制度の具体的なあらわれがこの条例だと思うんですが、その辺、何か特別に思うところは委員長さんとしてはありますか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいまの件につきましては、特には私のほうではございませんが、やはり国の制度に沿って、厳かにこういうのを粛々と進めることにつきまして何ら意見を申し上げるところではございません。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 何か教育委員会のほうでは、僕が言ったことが間違ってるぞとか何か、いや、それはおかしくねえかとかっていうことがありましたら、ぜひ答弁願いたいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） その件につきまして何かございましたら、ひとつよろしく理事者のほうでお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 今まで教育委員会というのは、そういう政治的な色彩を排除するという意味からも独立的な立場をとってきているわけですがけれども、今回、いろいろな事件を鑑みたり、それから直接的な責任問題とか、そういうふうなことを考えたときに、やはり首長と連携を密にするほうがいいんじゃないかというような結論に達してこういう制度になったことだと思います。

ただ、我々としましても、教育委員会、従来どおりしっかりと委員各位のいろいろな意見をもとに、そういうことをできるだけ流されないようにといたしますか、きちっとした基本的な姿勢を貫きながら、また、あるところでは、首長さんのいろいろな施策等をスピード感を持って進めるためにともに連携をしながら進めるということは、より効率的であるというふうなことも考えてますので、しっかりと我々教育委員会の中で検討すべき点はする、また首長と連携をとるところはとる、そういうところのしっかりとしたけじめをつけていきたい。それからまた、総合教育会議等もありますので、その中でしっかりと議論をしながら、また町民にお示ししながら、そういうきちっとした線だけは確保しながら今後進めていきたいというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私はこれには反対の態度をとっていくというのを最初に述べておきますけれども、今教育長も言われましたように、大阪のごたごたの例、ごたごたって一言で片づければいいんかどうかわからんですが、その例をもとに制度化されたものということを考えると、僕はやはりそういうことになることもあり得ると。本町の場合、首長が教育には余り首を突っ込まないと、一緒にいろいろ教育委員会と考えていきたいということで述べていますので、それはそれとして、ぜひ教育長もそういう立場を貫いて行ってほしいと思います。

ただ、制度の改定をする国の法律によるとはいえ、やっぱりこれはこれまでの、いわゆる教育委員会制度とは、教育長の立場がちょっと異質のものになるということで、それは討論のところでも一言言っていきたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、教育長の身分を行政職といいますか、特別職に位置づけるというこの条例の問題ですけれども、いわゆる教育関連法の改悪によって教育委員会が首長のもとに置かれるという制度になってきました。

それを見てもみますと、やはり、今教育長の答弁にもありましたように、教育については政治色をなるべく入れないと、そういう立場で教育委員会独自にいろいろなことを進めるということは大事だと。特に戦後、民主教育と言われましたけれども、その基本になっていた教育基本法も今の安倍さんのもとで変えられました。そして今度は制度の改定ということで、これまでとはちょっと異質のものになっていく。それは大阪の例にあらわされるとおり、大変な状況を生むことも目に見えているというのが実態であります。

ただ、首長の横暴を大阪で抑えてきたのは、首長が任命した教育委員会でもありました。このことは、ある意味、教育委員会が独自にいろいろな意見を自由に言える、教育に関することを言っていけるということがあるわけですから、そういう意味では教育が独自色というのは非常に大事なところであります。それを制度的に、やはり犯すような内容を伴ったものについては賛成するわけにはいかないという立場であります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） この地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、先ほども委員長の報告があったとおり、国において教育委員会制度を改革するため、平成27年4月1日より関係法令を一部改正したことから、永平寺町においても関係する条例の一部を改正するものであり、先ほど教育長の答弁にもございましたが、やはり教育委員会の中で話し合うべきことを話し合うといったことから、私は

この原案に対し賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第18号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第19 議案第19号 永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第19、議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、報告いたします。

議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、内容は本条文中の文言の変更であります。

特に上げられた意見といたしましては、指定管理者が社会的信用を損なうような事件等を起こした場合の対処について、関係条例及び協定書にきちっと明記をするような意見が出されました。

採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○9番(金元直栄君) ちょっといろいろ思うところありまして。

○議長(川崎直文君) 9番、金元君。

○9番(金元直栄君) いろいろ思うところでありまして、委員会でいろいろ言ってきたのとはちょっと変わるのかもしれませんが、これ指定管理の条例の改定は非常に大事なもので、そのことだけはちょっとやっぱり繰り返し言っておきたいと思います。

こうやって条例の改定をするときには、部分部分を改定するだけでなしに、全体を見通して、やはり不備な点があれば一気に改定するというのをやらないと継ぎはぎになってしまうと。特にコーワの問題がありました。この業者に今度は利用料金まで、ある意味、渡すということになるわけですから、その辺は十分に考えていただきたいと思います。

本当に私自身が非常に悩むところでありましてけれども、ここだけは言っておきたいと思います。それができなかつたのはなぜかという意味では非常に私は不満を持っております。

以上です。

○議長(川崎直文君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、小畑君。

○7番(小畑 傳君) 私、常任委員会では反対をしました。

しかし、ここに書いてあるとおり、指定管理業者が社会的信用を損なうような事件を起こした場合に、その対処として関係条例及び協定書に明記するということが理事者側から出ております。

それと、やはり 者の便利を向上するということを指定管理者にお願いをして、これができるということもお願いして、賛成をしたいと思っております。

○議長(川崎直文君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第19号、永平寺町河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(川崎直文君) 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第20 議案第20号 永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第20、議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 報告いたします。

議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

この改正につきましては、国の法改正に伴う条例の改正ということであります。特に意見はありませんでした。

採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第20号、永平寺町障害程度区分判定審査会に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第21 議案第21号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第21、議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長(滝波登喜男君) 報告いたします。

議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、主な改正内容は平成27年4月からの介護保険料についての変更であります。

主な意見といたしましては、介護保険料を払えないと声を発せられないような低所得者の方にも現制度の範囲内で手を差し伸べるようなことを努めてほしいという意見が出されました。

採決の結果、反対多数により否決となりました。

報告を終わります。

○議長（川崎直文君） 本案については、上田 誠君外2名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案にあわせて議案とし、提出者の説明を求めます。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） では、提案理由を述べさせていただきます。

議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正の同義です。

提案理由を述べさせていただきます。

高齢者人口の増加に伴い、介護が必要となる高齢者も増加し、認知症者、要支援・要介護者の対象者も増加しております。

平成12年4月より介護保険制度がスタートしたのは、皆さんご承知のとおりと思っております。これは、介護が必要となる状態となっても、可能な限り、住みなれた地域で日常生活が営めるよう、1割の負担で程度に見合ったサービスが受けられるという制度であり、それが始まったわけです。

今回、国は、さらなる高齢化を見据えて介護保険制度の大幅な見直しを行いました。第6期の介護保険事業計画策定で、要支援1、2対象者を介護保険から町の地域支援事業である新総合事業への移行、そして特別養護老人ホームの新規入居者は要介護3以上に限定など、また地域包括ケアシステムの構築を平成29年度までに求めてきているものであります。費用負担においては、低所得者の保険料の軽減の拡充、所得や資産のある人の負担の引き上げを示してきています。

今回の見直しで6段階8階層から10段階になり、負担能力に応じたよりきめ細かい設定ともなっておりますが、今設定では、第5段階の基準額5,700円を1とすると、第1段階の範囲は年金額80万以下へ広げられましたが、割合は基準額の0.5であります。実質の保険料は軽減されましたが、高齢者の低年金の方々にとっては、生活費、また医療費等々、保険料の負担は大きなものがあると思います。国も29年には最低段階基準額に対する割合を0.3にするガイドラインも示されています。

よって、低所得者の高齢者の第1段階の割合を、軽減割合も含めてのを加味してですが、0.35にし、同条例の一部をそのように修正し、第3条1項中「3万4,200円」を「2万3,940円」に、第3条2項中「3万780円」を「2万520円」に改めるものです。

議員各位におかれましては、介護保険制度の趣旨、目的を鑑みいただきまして、ご賛同いただきますよう、ここに一部修正案を提出するものであります。

○議長（川崎直文君） 次に、委員長報告に対する質疑に入ります。

これは、先ほどの委員長報告に対する、審議経過に対する質疑となります。
質疑ありませんか。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） この21号で、払えないと声を発せられない低所得者の方って言いますが、対象者の数はどれくらいおられるのか、もしこの中で払えないからというんで、未納者の数はどれくらいいるのかということちょっと。そういうことは、その議論の中とかそういうふうなところで理事者側から提出を求められたのか、それともしなかったのか。あるならば、ちょっとと思います。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） お答えいたします。

介護保険料を払えないと声を発せられるような低所得者の実数は、特に委員会では質疑がございませんでした。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） そうすると、低所得者の方ということですから、どれくらいの方がおられるのかなということちょっとお聞きした。

今ここに払えないと発せられない低所得者の方ということが明記されていますので、この低所得者の方というのが大体どれくらいということ把握されているのか。1人でも数ですけど、大体、数の何十%の方がこういうことを発しているという、それはつかんでおられるのかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 先ほども述べましたとおり、この介護保険料を払えないと声を発せられている低所得者の方に現制度内で手を差し伸べてほしいという委員からの意見が出されました。この発せられないという低所得者の数というのは、そのときには特に発言者からも、ましてや理事者からも特には出ておりません。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 低所得者の方というのは何人いるかはわからないと。ただいるであろうということでこれを決定されたのかどうか。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 意見としてこういうふうに出されたわけで、これに対して賛否をとったわけではございません。今の原案について賛否をとったわけでございます。

○議長（川崎直文君） よろしいでしょうか。

ほかに質問はありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） やっぱり賛否をとって否決したということは、やっぱり否決した理由があるでしょうからね。その理由をわかりやすく、理解できるように説明ください。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 委員会の論議の中で、特に声として今、先ほど来から言っています低所得者の方に手を差し伸べてほしいという意見があったわけです。

それから、今の修正案を含めていいますと、その第1段階の基準に対する割合については低くできないのかという、いつから低くするんやとかという質問が出ておりますので、推察しますと、その辺でもっと下げてほしいというのが反対理由だと思われま。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 別に私、行政カバーするんじゃないですけどね、やはり介護保険とかですけれども、そのときによって非常にかかる場合とかからない場合というのがあるんですね。

人のこと言うとあかんですから、私の母親がまだ生きてるときにね、やっぱり難病ですから約35万近くぐらい介護保険料を払うんですね。1割負担ですけれども。そういう人が10人、年間にしたら、仮に350万にしたって約400万近くいくわけですから、そういう人たちが6人、7人って当然高齢いけば亡くなるわけですから、そうすれば金の3,000万、4,000万っていうものは出てくるんですね。

ですから、そういう面では介護保険料にしても、それは全部ただでできれば一番いいんでしょうけれども、そんなわけにいかないし、やっぱり制度を守るっていうね。というときには、一定限度の支払える能力に応じて負担をしていただく。本当に生活ができない厳しいときというのは生活保護もあるでしょうし、一

時的にはほかのところから、次の年金が来るまでは一時生活の資金まで貸すというような、ちゃんと最低限度の人としてやっていける制度があるわけですから、一体介護保険料を払える人が何人いるかもわからない、ただ何となく下げたらいというね。それではこの制度の保持というのはできるのかなど。

じゃ、仮にこれを下げて3年、4年、5年たったときにかんりの赤字になった場合……。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 下げてるのは提案。

○1番（上坂久則君） うん、ですから……。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君）。

○1番（上坂久則君） じゃあさ、その辺のことも何？ わからないでやったわけ？

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） この提案してるのは私でない。

○1番（上坂久則君） うん。要は、ですから、いや、その辺のことも踏まえた上でしたのかしてないのか。ほんなら、してないならしてないって言えばいいって。そしたら提案者に聞くで。そこまで考えていなくて採決したっていうならそれでいい。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君の質疑はよろしいでしょうか。

○1番（上坂久則君） いや、じゃ、回答してや。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 質問がわからないもん。

○1番（上坂久則君） え？ いや、だからそういうところまでちゃんと考えながら、ね、あれしたんですかってことや。

○議長（川崎直文君） 確認いたします。

○1番（上坂久則君） なら、もう1回言いますわ。

○議長（川崎直文君） 上坂君、ちょっと発言の前に、今回の質疑は教育民生常任委員会での審議経過について対する質疑ということで質疑を続けてください。

○1番（上坂久則君） そうですよ。もちろんそうですよ。

ですから、審議して採決をとるということは、あらゆるところから想定をしてね、いい悪い、あるいはそういうふうな判断で十分みんなが納得できるような議論の上でこういう採決をとったんですかということや。ただ何となくそういう声が多かったから多数決で否決したとか、その辺はどうなんですか、事実上。それ以上のものは答弁求めませんから。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

経過報告ということに限って答弁をお願いいたします。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 委員会の中では各委員から質疑が出されました。質疑が終了いたしましたので、その後、採決をとったということがあります。

○議長（川崎直文君） ほかに、審議経過に関する質疑ということで質疑はございませんでしょうか。修正案に対する質疑はこの後行いますので、ここのところをしっかりと確認して質疑をお願いいたします。

繰り返します。ほかに質疑はありませんか。

○1番（上坂久則君） 議長、ちょっと提案ですけれども、いいですか。

○議長（川崎直文君） 質疑を受け付けいたし……。

○1番（上坂久則君） 進行についてや。進行に。

だから委員長のほうからね。いいですか、質問して。

○議長（川崎直文君） はい。1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） あくまでも委員会の表決においてこれが否決されたわけですから、それを認める認めないということでまず採決をとり、しかも、その後に修正するものは、ここですべきかどうかという採決をとった上で進めてもらわないとね。一緒にあわせてそんな議論するのは、進行するなんていうのは大体進行がおかしいと思いますよ、私は。

○議長（川崎直文君） いや、おかしくありません。

○1番（上坂久則君） 私はですよ。議論が分かるとる。

○議長（川崎直文君） 質疑、そして討論の後に採決を行います。

ただいまの上坂議員からの指摘事項はそれに合致する進行を行いますので、続けていきます。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

繰り返します。修正案に対する質疑はこの後行います。

ないようですから、質疑を終わります。

続きまして、修正案に対する質疑を行います。

修正案に対する質疑ありませんか。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 提出されました修正案、第3条第1項でございますけど、これは介護保険法施行令の38条、今度変わりますと39条の第1項第1号ということですね。ちょっとこれの内容は、参考までに、この条項はこういう文だという文面を教えてください。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） お答えいたします。

今ほどの条項の料金の改定は、皆さんご存じのように、先ほど説明もいたしましたが、介護保険料10階層ございます。その10段階の第1段階の金額を、先ほど申しましたように「3万4,200円」を、料率の0.5を0.35にするということで「2万3,940円」という形で、第1項のそこのみの改定の部分修正であります。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 0.5を0.35にしたということでお聞きしましたが、それで間違いないですね。

この部分だけを改正し、全体的にこれが公平やと思われるのか。もしするならば全面的に見直すべきである。ただ一部の部分だけをした場合に、果たしてその公平さがあるのかないかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） お答えいたします。

先ほどの説明の中にもありましたが、今回、大幅ないろんな改定がありました。その中には、大きくはサービスの充実ということで、先ほど説明にありましたように、地域包括ケアシステムの構築に向けた対応、それから一時給付の、要は要介護1、2を町のほうに移管する件、それから老人ホーム等の入居については要介護3以上に限定していくという、それからその移行に当たって、それぞれの地域のボランティアであるとか団体であるとか、そういう形でのケアを見ていくというふうな改定、そういうふうにしてほしいということです。

それからもう一つは、費用負担の公平化というのがあります。その中で国が支援しているのは、低所得者の保険料の軽減を拡充していくというのがあります。そしてそれぞれ所得に見合った分を負担していただくというふうな形での、今までのところから階層を広げてそれぞれの、所得の高い方にはそれなりの応分の負担をお願いし、また低所得者に対してはその軽減を図っていくということをやりたいというふうな指針が出されているわけです。

その中で、方針の中に低所得者の軽減をガイドラインとして0.3というのを今示しております。それが一応は町のほうも、この前の先般の質疑の中に29年度よりそれを実施したいというふうな話がありました。それで私どもは、そうでありながらも、先ほどこの第1階層が80万以下の低所得者、それ以下の方もた

くさんおられるわけですね。一応確認したところ、大体300名近くいらっしゃるというふうに聞いてます。その中でも、特に今言うように、低所得者である低年金者である高齢者に対しては、その0.5を、今度は軽減率が0.05ありますので指数で実質0.35にさせていただくと3万4,200円が2万3,940円になるということで、国もガイドラインという指針を示してます。これでその移行等によって全国的には、ある面ではその0.3にしている行政もありますし。

最高額が当町は1.75であります。福井市なんかは2.1だったかな。それから越前市も2ぐらいまで今上がっています。そういう形でそれぞれの幅を持たせているわけですが、今回、そういう形で永平寺町は1.75という形での、10段階ですので高額の方にはそれほど上げないのであります。下のほうは同じくその低い率の0.5というふうに設定しましたので、低所得者の階層に当てはまる方々、約300名って聞いてるんですが、その方々には0.35の低い、国がガイドラインで示しておりますし、町も29年からやると言っておりますが、それを早めてしていただけないかということで、今回の条例の一部修正ということで提案をさせていただいたわけです。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 全体的に考えた場合に財政上に影響があるのかなんかという点なんです。先ほどのお話の中では、低所得者の部分は高額所得者のほうに十分に負担してもらおうということをちょっとお聞きしましたが、そうすると今度は上の階層の部分も少し上げなければ、全体的な予算の関係でいうと、一部だけ減らして片一方をそのままにしておくとなると、全体的な、総体的なことを見ると財政上には非常に、どういうんか、バランスがとれないんでないかなという感じをします。

こういうふうなことについてはいかがでしょうか。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほどの金額でやりますと、今、歳入のほうの欠損、少なくなるというのを指摘されてるんだろうと思います。

ここの300人で1万円ですと約300万ぐらいになると思うんですが、その歳入のトータル金額の中から見れば、私の思いでは、差異と言うと語弊がありますが、それなりの運用の中で十分可能であるし、例えばそれによって、歳出であ

るサービスのほう、そこらあたりが大きく狂うというものではないというふうに認識しております。

私はそのように思っておる次第であります。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 私、教育民生常任委員会の一員として、この議案に対して討議に参加をいたしました。

しかし、私は、ただ低所得者だけにどうのこうのじゃなしに、上げるんなら全体に上げたほうがいいと。それから、低所得者といいますけど、生活保護とかいろんな面で、ある一面で、ほかの面で優遇されてる面もありますので、私はこの修正案に対しては反対をする立場に、教育民生常任委員会の一員ですけど……。

○議長（川崎直文君） 酒井議員に申し上げます。

討論ではございませんので、質疑をお願いいたします。

○5番（酒井 要君） だから全体上げるならいいですけども、低所得者だけの方だけ下げるとするのは、私はどうも不公平だという、そんなふうに思います。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほどの酒井議員のご発言、質問ですが、今回の税制改正含めて、介護保険の第6期の見直しのところについては、一応うたってるのは費用負担の公平化という形で、今までよりも高所得者、応分の方に支払っていただきましょう、それから、低所得者もしくは低年金者であります、その方々については軽減しましょうということで、それに見合ったものをしようということで国は指針を示しているわけです。それに基づいて、それぞれ自治体はその料率を掛けております。

それは自治体の形で、その料率の掛け方があるわけですが、一応国のガイドラインは、先ほどお示ししましたように、低所得者第1段階については0.3を一つの基準としてくださいと、その基準額に対しての割合ですけど、そういうのがあります。それを、要は前倒しで2年間、町は2年後にやると言っているわけですが、他市町村全部とは言いませんが、やっているところもあると思うんですが、前倒しで0.3に1階層のところはできないだろうかということで一つの修正を言ったわけで、今、酒井議員のおっしゃるように、全てののを上げるとするのは、同じように料率を国が示してあるラインで上げている、そして軽減するところは国の示しているラインで軽減しているということで、町もそれに準じ

て行っていますが、何度も言うようですが、低所得者に対しての見方をぜひ変えて
いただきたいという提案であります。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 委員長に対する質問の中でちょっと
答弁足らずやったので、少しさせていただいていいですか。

○議長（川崎直文君） はい。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 今ほどの低所得者に対する質疑と町
の答弁がありましたので、それを少し述べさせていただきます。

もしも私の町側の答弁がこれで十分でなかったら行政のほうで補足説明してい
ただければ結構かなとは私は思うんですが、その進行は議長にお任せをいたしま
す。

今回の10段階、そして第1階層については基準額の0.5というふうに示さ
れた改定案であります。

それに対して委員からは、本来、27年の4月から第1階層に対しての基準額
に対する割合は、0.3にできる国の制度改正であったにもかかわらず、今回は
なっていないのはどうしてやという質問が出されました。

それで、その答弁といたしましては、現在、介護保険の基金として6,000
万あると。そのうちの2,000万を今回投入し、保険料の上がるのを抑制をし
たということと、それと第1階層が0.5とした理由といたしましては、それは
全体的に保険料は上がっているのと、一番上が1.75の割合と、そして一番下
が、例えば0.3にした場合、その開きが高額所得者と低所得者の保険料の支払
う割合の幅が余りにも大きくなってしまわないかということがあり、今回
0.5に据え置いたと。平成29年の4月までには0.3に割合を見直すとともに、
要支援1、2に対する総合支援についてもそれまでに体制整備をしていくと
いうような答弁がございました。

そういうやりとりがあったということを報告をさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 委員長報告に対する質疑の、今、追加答弁ということで、こ
れを一旦打ち切りたいと思うんですけど、よろしいですか。

今の2番、滝波議員の答弁に関して、理事者側から補足説明があれば発言を許
可します。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 先般の教育民生常任委員会の中におきまして、今ほど滝波議員から言われましたようなことを説明させていただきました。

それと、そこでありましたのは、やはり1.75という最高水準、これまでが町の場合には、下が0.5で、上が1.5であったということで、上の階層については1.75になりますといったことも言いました。

もう一つありますのは、今ほど議員がおっしゃったように、現在、単純に計算すれば3倍の開きであるものが、いわゆる金額的に申しますと、最高と最低で八、九万ほどの差になる状況になってございます。町といたしましては、やはり上のほうが上がるのと、もう一つありますのは介護の保険料だけではなくて、委員会ではちょっと言ったかどうかは覚えてないんですけども、給付費についても一部の方は2割になるといったこともあります。そうした負担がかなりふえることもありまして、今回につきましては、第1段階の方につきましては0.5の数字にさせていただいたというのが現状でございます。

○議長（川崎直文君） 委員長報告に対する質疑の追加答弁をこれで終わりたいと思います。

もとへ戻します。修正案に対する質疑を続行いたします。

修正案に対する質疑、ほかにありますか。

○8番（上田 誠君） 説明を加えます。答弁の内容にもプラスアルファでプラス、再度その中身の。

○議長（川崎直文君） 修正案に対する質疑の答弁ということでよろしいでしょうか。

○8番（上田 誠君） はい、そうです。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 先ほど説明しましたように、その公費の負担で、先ほど言いましたように、低所得者に対しては軽減の拡大を広く、それから高所得者、その所得に応じての応分の負担という形がありました。

それで、今ほど課長の説明ありましたように、第5期の第1段階はやはり0.5なんですね。今回の低減のところも同じく0.5です。ただ、その軽減分ということで0.05が加わりまして0.45、それを加えますと実質3万二千何ぼが若干下がってますよというのはありますが、国が求めているのは、あくまでもその0.5の比率を0.3に下さいというガイドラインであります。これは、先ほどのその中で、低所得者に対してはその軽減を拡大し、高所得者に対してはというのがありました。高額のところには1.5が1.75という形、当然今

ほど説明がありましたように、負担額が1割から2割になるというようなところもありますが、今ほどの国の指針からいくと、現在の第5期のところの第1段階の0.5はそのまま据え置きというふうな形になりますので、あえて、2年前にはなりますが、今回はその指針に従って0.3という軽減の拡大を図ったらどうかということの提案であります。

補足とさせていただきます。だから変わってない。その0.5、0.5がそのままですということを説明させていただきました。

○議長（川崎直文君） ただいまの修正案に対する質疑の追加答弁ということで終わります。

質疑、答弁については修正案ということで、これに対する質疑、そして答弁も追加がないようにしっかりと答弁していただきたいと思います。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 第1段階の基準額が0.5から0.45に下がるわけでございまして、これ80万円以下の方ですね。また、第2段階といたしまして120万円以下の方が0.75から0.625に下がるわけでございますけれども、これ理事者側として、修正案になった場合にこの運営はできるわけですか。これをお聞きをしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 伊藤議員、これは修正案の提案者に対する質疑でありますので、答弁は修正案の提出者から答弁をもらうこととなります。

○12番（伊藤博夫君） 一緒なことで。

○9番（金元直栄君） はい。

○議長（川崎直文君） 答弁ですか。

○ 番（ 君） 答弁 。

○9番（金元直栄君） 答弁 。

○議長（川崎直文君） ただいまの12番の伊藤議員の質疑に対する、修正案に対する質疑ということで……。

○9番（金元直栄君） できるかどうかという ……。

○議長（川崎直文君） 一旦はそれは提出者にお答えいただきたいと思います。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 先ほどご説明したとおり、低所得者は一応300人程度というふうを確認させていただいております。それで、1万円の低減ということで、300万円の歳入に対してなるわけですが、最終的にその中でその予算、それか

ら決算についての中身については理事者側のほうでそれを、言葉は悪いですが、やりくりする。また、やりくりをできる金額であるというふうに私どもは認識している次第であります。

またあれでしたら補足をさせます。

○議長（川崎直文君） 修正案に対する質疑、ほかにございませんでしょうか。

○9番（金元直栄君） はい。

○議長（川崎直文君） 質疑ですか。

○9番（金元直栄君） 答弁の補足であります。

○議長（川崎直文君） 修正案に対する質疑の補足答弁ということで。はい。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今回の修正案の基本的なところは、8番議員が提案したところであります。

一つは、会計上これがどうなのか、予算の修正も含めて提案されなければならないのかという問題でありますけれども、予算を伴う修正案という意見もありますけれども、年間、今、1人当たり1万円、それも切り上げとかそういうのを含めると大体年間250万程度でないかということを経理事者の側からお聞きしておりますけれども、この会計が17億円。この中で250万を位置づけると0.15%。ただ、これは会計全体ですから少なくなりますけれども。では保険料収入から見ると幾らか。3億8,000万程度の保険料の収入でありますから0.6%程度。そういう意味では十分対応できるし、財源的にも取り過ぎた、これまでに積み立ててある保険料を充てれば十分ですから、これからの運営の中ではそういう影響があるものではないと、十分対応ができるものだと私は考えていますし、数字もそういうことを示していると思います。

もう1点、先ほど論議になっていましたけれども、今度、低所得者の軽減を十分考えて、それが恩恵こうむるようにしろというのは国の姿勢です。それで一つの方角として0.3が示されました。これの問題で一つぜひ考えていただきたいのは、本町の場合、最高が1.75、福井市は2.1、越前市では2.25と聞いております。そういう大きい差をつけたのには意味があると私は思っています。一つは、国民年金などの低収入ではもう、いわゆる特養などの施設に入れないということでもあります。このことを考えると、やはり低所得者、特に80万円以下の人たちというのは、年間5万円ちょっとの年金収入以下の人たちですから当然施設に入れませんし、今回、大部屋といいますか、ユニットとか個室でない大部

屋のその料金も引き上げられてなかなか普通の人が入れなくなっているということもあるわけです。そういうところから、年金でいうと10万円以上もらっていないともう施設には入れないということを考えると、そういう格差を、要するに負担のできる人からは十分いただくというのが国の指針でありますし、これらをほかの自治体ではそれを示して実際やっているところでもあります。ですから、今回国が示した内容について実施することは非常に、特に低所得者の救済という意味では大事なことだと私は思っていて、一緒に提案する名列に名前を連ねたわけでもあります。

以上です。

○議長（川崎直文君） 補足の答弁を終わります。

修正案に対する質疑、ほかに質疑ございませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

この討論につきましては、原案に対する討論、そして修正案に対する討論を分けて行います。

まず、原案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

○9番（金元直栄君） 原案に対する討論を 反対 本当

はどっちかを先にしなきゃ。先に採決して。

議事運営上の。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

暫時休憩します。

（午後 1時39分 休憩）

（午後 1時40分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより討論に入ります。

繰り返します。この討論につきましては、原案に対する討論、修正案に対する討論に分けて行います。

まず、原案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に賛成の発言を許します。委員長報告は否決となっておりましたので、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 今回の改正において保険料の標準段階が6段階から9段階へとなる予定になっておりますが、当永平寺町においては、10段階に設定することなどにより所得段階に応じた負担を求めることで、所得の低い方にも必要な配慮を行っていると思われまます。

したがって、私はこの原案に対して賛成を投ずるものであります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、原案に対して反対をするものでありますけれども、今回の介護保険料の改正で、第1段階の年間所得者、80万円以下の保険料が基準額の0.5倍の3万4,200円となります。保険料の収入に占める割合は、収入を仮にその段階の最高額の80万円と仮定して4.28%になります。軽減措置が適用となりますから実質的には3万780円となり、占有率は3.85%に相当します。

また、高額所得者である、年間収入500万円超である第10段階の保険料は基準額の1.75倍で11万9,700円となります。これは年収のその段階の最低額の500万円と仮定して収入の占める割合は2.39%に相当します。

確かに金額や基準額に対する倍率を比較しますと高額所得者の保険料は高くなりますが、保険料の収入に占める割合を比較しますと、低所得者の負担が大きくなっております。

これでは余りにも低所得者にとっては不公平と考え、原案に反対するものであります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、小畑君。

○7番（小畑 傳君） 今般のこの改正ですが、第5期の24年から26年を踏まえて、今回、第6期、27年から29年の改正であります。

今までも出ておりますとおり、基準額、月額で5,350円が第5期であります。第6期に至りましては……。

○ 番（ 君） 5,700円 。

○7番（小畑 傳君） 5, 350円。

○ 番（ 君） 5期はね。

○7番（小畑 傳君） 5期はですよ。そして6期が5, 700円ということで、これにおきましてもそれほど大きな差ではありません。

そして、今、段階も6段階から10段階ということで、これは反対、賛成の中から出ておりますが、いずれにしても高額所得者から取るということになっております。

ということで、そういう意味では公平性が保たれているということで、原案に賛成をするものであります。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今ほどいろいろ討論が出されておりますけれども、これに加え、サービスの利用についても、収入が少ない人ほど1割の負担だけでも重いということがありますし、特に国が27年度から変えていく、いわゆる介護保険制度の内容、国の法律で決めましたけれども、その場合、遅くとも29年には実施しなさいよということを念を押してやっている問題。ある意味、地方においては、特に本町のこの階層の分かれも、福井なんかでは12段階、2.1倍まで差があるということを見ると、一刻も早く低所得者に対する軽減措置を実施すべきだというのが、その本町がやろうとしている内容からも見てとれると思うんです。

そういうことを考えると、やはり0.3にする。旧松岡町の時代には0.25倍ということもありました。ただし、それについては生活保護世帯のみということで、もっと生活保護とこの年金収入80万円の間にある人たちの生活というのは大変な状況がありますから、そういう人たちへの支援をいち早くすべきだというのは、国もこれまで運営してきて、早くやりなさいよと言ってる。これについても真摯に、やはり行政としても聞くべきだと思うんです。一日でもおくらすことは決していいことではないと思います。

ただ、一言だけ。行政が一旦示したことについて、その示した内容についてはプライドがあるからというような考えがあるとしたら、僕はそれは根本的に間違っていると思います。そういう意味では、国の示した、いわゆる低所得者にどう支援していくかということについては一刻も早い実施が求められている、この立場を表明しておきます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 低所得者ですかね、窓口に行けば減免措置とか軽減とか、それから生活保護とかいろいろありますけれども、高額の10段階の方にはそういった措置がないということがありますので、低所得者については十分なる相談窓口となっておりますので、僕は原案に賛成するものでございます。

○議長（川崎直文君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで原案に対する討論を終わります。

次に、修正案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、修正案に反対者の発言を許します。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 先ほどの質問の中で、わずか二、三百万円だから財政的には問題がないという答えもいただきましたが、私はこの改正が全体に公平か、不公平か、また適切か疑問でございます。もし改正をするならば、全体的なことを考え、一部だけでなく修正案を提出すべきではなかったかと思っております。

そしてまた、この改正することにより介護保険制度が円滑に運営できるのか、また財政的な問題、いろんな支障があるのではないかということを考え、私はこの案に反対をいたします。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は修正案に賛成する所存ですけれども、その理由といたしましては、国は第1段階の介護保険料の基準額を0.3倍にするというガイドラインを出しております。本町では平成29年4月から適用する予定をしていると聞いております。それならば、本町独自でその適用を2年間前倒しして平成27年4月からの適用にしてはどうかと考えます。

第1段階、年間収入80万円以下の介護保険料を基準額の0.35倍で2万3,940円とし、それに減額措置を含めると基準額の0.3倍で、その金額は2万520円となり、収入に占める割合は2.56%となります。先ほどの反対討論のときに申し上げましたように、高額所得者に対する収入に占める割合は2.

39%であります。これを鑑みますと、介護保険の収入に占める割合が10段階の高額所得者とほぼ同比率というふうに考えられます。確かに高額所得者と低所得者との差は大きくなりますが、差を大きくすることが真の公平につながると考えております。

低所得者にとっては保険料を抑えることで介護保険の利用も可能になってくるのではないかと思いますので、修正案に賛成とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 介護保険料は40歳以上の国民が助け合う制度というふうに私は認識をしております。その中で私も、現役世代においても保険料を支払っている中で、所得が低い方とはいえ高齢者の保険料を極端に軽減することは、助け合いの精神を否定すること、また費用負担の公平化を考える上においてでも公平性に欠けるといふふうに思い、修正案に反対をいたします。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ぜひ行政にまず求めたいのは、私はこれは反対討論ですが、例えばいろんなサービス……。

○ 番（ 君） 賛成討論やろう。修正案の賛成討論やろう。

○ 番（ 君） 修正案に反対だったら 。

○9番（金元直栄君） ああ、賛成、ごめんなさい、ごめんなさい。修正案……。

○議長（川崎直文君） もう一度正確に言ってください。

○9番（金元直栄君） はい。大分興奮しております。

修正案に賛成の討論ですが、ぜひ行政にやってほしいのが、各、いわゆる所得階層ごとのサービスの利用状況、どういう階層でどういう階層の人たちが利用しているか。例えば施設利用者についていえば、どういう人たちが、どういう階層の人たちが利用しているかという表も以前つくっていたことがありました。こういう見方をすれば、本当に低所得者がなかなか大変な介護保険の利用の状況になっていることは容易に見てとることができるわけです。

これまで、国の基準が最低のランク、この人たち、0.3、要するに3割にすべきではないかということ国が示している関係から、私は0.3に本町もすべきでないかということ繰り返して指摘してきました。町はそのことをどう受けていたのかどうかはわかりませんが、正面から受けとめていなかったから委

員会での否決という形になってあらわれたもんだと私は思っています。だからそこは真摯に、やはり行政もこういう声に耳を傾けるかどうかをきちっと考えていただきたいと思うんです。特に大きな修正でもなし、全部を変えなくてもこの部分だけ変えれば十分できる、そういう内容にしたほうが町民全体への公平性が保たれるんじゃないかということで提案させていただいたものであります。

多様な方面からのいろんな検証も含め行っていくことが必要やと思いますけれども、私は今度のこの内容、国が低所得者に何としてもそういう軽減策を講じなさいよ、遅くとも29年度までには始めなさい、実施しなさいということを行っている。それをぎりぎりになってやろうというのは、やはり僕はあんまり行政の立場としても褒められたものではないと思う立場から、修正案を提出したその一人としても当然賛成の立場をとっていきます。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 修正案に反対の立場から質問いたします。

国が出した指針0.3%というのは、行政側はこれをどういうふうに……。

○ 番（ 君） 0.3%ではない。

○13番（奥野正司君） 0.3%？

○ 番（ 君） じゃない。0.3や。

○ 番（ 君） 。

○議長（川崎直文君） 0.3という係数、3割。

○13番（奥野正司君） ごめんなさい。パーセントじゃない、0.3ね。

○議長（川崎直文君） 続けてください。

○13番（奥野正司君） それの受けとめをちょっと、執行部といいますか、執行側といいますか、行政の方に今、先ほどの質問に関連してどう受けとめたのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（川崎直文君） 討論でありますので、質疑ではありませんので、討論として話を続けてください。

○13番（奥野正司君） はい。 。

修正案に対する反対の立場を申し上げます。

まず一つ、ここに理由とされました介護保険料を払えないと声を発せられない低所得者の方に手を差し伸べるという趣旨でこの改正案を提示したということでございますけれども、この低所得者の方というその中には、介護保険料を払えな

いという声もちろんあると思いますが、そうでない声もあると思うんですね。だからこの介護保険料を払えないと声を発せられない方だけのほうを取り上げてこの改正案を出すというのはちょっと釈然としません。

それから、所得に対する介護保険料のそのパーセントですけれども、この年収80万ですか、所得は年収80万ということもありますけれども、もう一つ、何と申しますか、フローとストックがありますから、ストックの部分は無視してフローの部分だけ、80万ということだけを取り上げて議論をするのもちょっと乱暴でないかなというふうな気がいたします。

それから、受益するサービスと負担のバランス問題ですけれども、サービスを受けたら何がしかの負担が伴うのは、これはやはりやむを得ないということだと思いますが、ほかの議員さんもおっしゃっていますけれども、低所得者と言われる方々に対しても生保とか学習生活支援金とか、このほかの制度でのセーフティネットも準備されています。ですから、そこら辺のことを全体的に見なければいけないことを、声を上げられない人の立場で提言するという形で改正案を出されるというのは、少し、何て申しますか、内容の詰めが、私にはちょっと判然としないということで、この修正案には反対をいたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は提案者であります、提言者の一人ですけれども……。

○ 番（ 君） 提案者討論 。

○議長（川崎直文君） 提案者でありますので、討論は差し控えてください。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

いわゆる第1階層、年収80万以下と申しますと月収6万6,000円ぐらいですよ。その中で生活費、あるいはこういった介護保険料あるいはサービスを受ける場合はサービスの個人負担と。そうしますと、かなり負担が重くなります。実際に受けたいサービスも遠慮しがちになってしまうということがあり得る可能性があります。

本町は、子どもにも手厚い支援ということではありますが、お年寄りにとっても住みやすいまちづくりをしていくことが肝要ではないでしょうか。これら第1階層の方々の立場に立ってみますと、国が0.3まで割合を引き下げてもいいです

よと言っているのならば、あえて2年先送りせずに今回やるべきではないでしょうか。

そういう意味で、修正案に対して賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（川崎直文君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで修正案に対する討論を終わります。

これから議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

まず、本案に対する上田 誠君外2名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（川崎直文君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（川崎直文君） 起立多数です。

したがって、議案第21号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

～日程第22 議案第22号 永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第22、議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 報告いたします。

議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてであります。これは国の改正によりまして、国が今まで定めていたものを各市町で定めるようにということで今回の改正になりました。改正については、以前の国の基準と何ら変わるものがないということの答弁をいただいております。

よって、採決の結果、全員賛成により可決といたしました。

報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第22号、永平寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第23 議案第23号 永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第23、議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議

案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 報告いたします。

議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。これも前議案と同じように、国の法改正によりまして、国が今まで示した基準を各市町で定めるということであり、国の基準と同等の制定をいたしたということであり、

採決の結果、全員賛成により可決となりました。

○議長（川崎直文君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第23号、永平寺町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第24 議案第24号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第24、議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 報告いたします。

議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも前の議案と同様、国の法改正により、今まで国が基準を定めたものを各市町で基準を定める条例の改正であります。国の基準どおりに改正をしたということであります。

採決の結果、全員賛成により可決となりました。

報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第24号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第25 議案第25号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の

制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第25、議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 報告いたします。

議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも同じように、国の法改正によりまして、今まで国が定めてきたものを各市町で定めるという条例の改正です。前回と同様、国の基準と同様に改正をしたということでもあります。

採決の結果、賛成多数により可決となりました。

報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ぜひ委員長に、一つだけ行政のほうに問いかけていただきたいと思って……、え？

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 委員会の中で

。

○9番（金元直栄君） うん、できる。できるけど行政にぜひ聞いてくださいということで前置きしておきますが、介護保険法の改悪によって町の総合支援事業を実施することになって、その内容のことなのかなと思ってはいます。

ただ、いわゆるその額縁といいますか、表題の中に「人員、設備及び運営並びに」ということで位置づけてあると同時に、「効果的な支援の方法に関する」内容を定める条例の制定だという話です。効果的な支援かどうか、また設備なんか

のあり方についてどうなのかというのは、国のほうはもう方向性を示しているんですか。これが効果的な方法だということを示しているのであれば、その根拠を1回示してほしいなと思っていたんですが、ここにきてやっぱり思うとそういうところは。この採決については私は保留したんです、その辺がわからずに。そこは最終的に問いかけていきたいと思います。

委員長さん、ぜひ向こうに答弁をお願いします。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○教育民生常任委員会委員長（滝波登喜男君） 委員会でのやりとりの中で、これが効果的なのかどうかわかりませんが、29年度までにいろいろ事業等を整備していく必要があると、特に小規模多機能グループホームは不足しているというような答弁はございました。

詳細については、ぜひ理事者のほうでご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） この条例はもう既に町のほうで定められている条例で、今回の介護保険法の改正で条文の削除等があった文言を変えたものでございます。ですので、今のこの「効果的な」という部分でございますけれども、これは町の条例の中で定めさせていただいているというものでございます。

以上です。

○9番（金元直栄君） もあるんやろう。

○福祉保健課長（森近秀之君） はい、入ってございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第25号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第26 議案第26号 永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定
について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第26、議案第26号、永平寺町空き家等の適正
管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託されました議案で
あります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお
ります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長(中村勘太郎君) それでは、議案第26号、永平寺町空き
家等の適正管理に関する条例の制定についての委員長報告をいたします。

この条例の制定は、空き家等の適正管理に関する条例制定に当たっては、現在
の社会風潮等で大きな問題でございます、町民の皆さんが感じておられる空き家
等の現状を踏まえ、町民の安全、安心な暮らしの確保を実現するため、この空き
家等における適正管理条例を制定するものであり、また、これらを実現するた
めに各町民の役割等もあり、その役割を円滑に推進するため、町では、空き家対策
検討委員会等を策定し、地域の課題解決に柔軟に対応される方針を確認いたしま
して議了といたしました。

総務常任委員会では全員賛成で可決といたしました。

妥当なご決議をよろしく願いいたします。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 論議の状況の中で、私も全員協議会等ではちょっと言った覚

えがあるんですが、これ実効あるものにするために、例えば家屋を取っ払った後、その固定資産税が数倍、6倍ぐらいになるんじゃないかということがありました。

これらについて、町では町独自にそれを引き上げないようにするとか、そういう話というのは出ていたんでしょうか。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） ただいまの実効ある行動ということで固定資産税の話が出ていたかどうかということにつきましては、流れ的にはそういうふうな説明もいただきました。内容についてはちょっと定かでないんですけれども、我々委員としては妥当な線だというようなことで、またそういうふうに推進していく上で柔軟に対応していくというふうなことの意見を理事者のほうからお聞きしまして、確認させていただいたところでございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） その柔軟な対応という答弁でありますけど、本当に柔軟にしてもらえるんでしょうか。これ、ちょっとやっぱりこだわりたいところではあるんですね。廃屋を取っ払って、その跡が更地になることで固定資産税が引き上がる、それでは同意できないよということになると、やっぱり廃屋があってもなかなか撤去できない一つの大きな要因になる可能性がある。ましてや中山間地域では、家がなくなっても売れる当てのない土地です。そこの固定資産税が上がるというのは、やっぱり固定資産税というのは町独自の独自財源でもありますから、その辺はきちっと見直していただけるかなというのは不安なところです。

より実効性のあるものにするためには、そういうことを町で考えてもらう必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、委員長さん、いかがでしょう。もしあれでしたら、町のほうで答弁してもらってもいいですけど。

○議長（川崎直文君） 14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） これからのそういったことにつきましては、取り組みの大きな課題だというように思っております。

これにつきましてはいろいろ、まだ目に見えないもの、また大きなことが出てこようかと思えますけれども、これについても、やはり条例を制定した以上はそういう諸問題等々にきちんと対応していくような姿勢を行政は見せなくてはいけないと思えますし、我々もそういった指導もしていきたいというふうに思っております。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第26号、永平寺町空き家等の適正管理に関する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第27 議案第27号 永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第27、議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長(朝井征一郎君) 当委員会に付託されました件につきまして、去る3月11日9時から10時30分まで委員会を開催いたしました。出席者数6名でございます。出席理事者側といたしまして、町長、副町長、総務課長ほか担当課長にお越しいただきました。

本定例議会での付託決議案が3件ございまして、まず議案第27号につきましてご説明させていただきます。

本条例の改正は、下水道法施行令の一部改正が26年11月19日に公布され、12月1日から施行されたことに伴い、永平寺町では下水道条例を改正するものであります。

この条例の改正は、下水道の排除されるカドミウム及びその他の化合物、また

は下水道終末処理において処理することが困難ということで、条例第11条第1項第1号の中のカドミウムの下水道への排除基準を0.1ミリグラム毎リットル以下から0.03ミリグラム毎リットル以下に改正するものであります。

採決の結果、当委員において賛成多数によって決議いたしました。

ご報告を終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第27号、永平寺町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第28 議案第28号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第28、議案第28号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） それでは、議案第28号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての総務常任委員会からの意見報告をさせていただきます。

この規約の変更につきましては、国の事業要綱が廃止したため、この規約から削除され、ふるさと市町村圏計画に基づく基金は、永平寺町分として6,764万1,000円で、関係市町村の同意のもと取り崩し、今後発生されるであろう清掃センター基幹的設備改良工事の市町の負担金に充当できることの確認をしております。

こういったことから、総務常任委員会においては全員賛成で可決いたしました。妥当なご決議をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第28号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第29 議案第29号 町道の認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第29、議案第29号、町道の認定についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 議案第29号の町道認定についてですが、これは一般県道稲津松岡線バイパス工事の完成に伴う供用開始と栃神谷鳴

鹿森田線の供用に伴う国道416号線の引き継ぎに至る要望工事が完成したことから、道路法第8条第2項に基づき、8路線の町道の認定をするものであります。松岡吉野地区と松岡宮重地区から松岡吉野地区及び永平寺町花谷から牧福島地区までの8路線の延長であります。

これについては、永平寺町花谷から永平寺町牧福島については旧上志比村と旧永平寺との県との間で機能補償道路に伴う確約書がありまして、今後、この維持管理についても27年度の予算においても県が管理するというので話を進めている説明があり、議案といたしました29号は、賛成多数により議決いたしました。

報告終わります。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 動議が提出されました。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ただいま委員長からの報告がありました議案第29号、町道の認定についてであります。この議案について、産業建設常任委員会に差し戻し、再度審議していただく差し戻しの動議を提案をいたします。

その理由は、今回の町道認定の中に、今ほどありました花谷―牧福島間4.4キロの旧国道416号線を、新たに機能補償道路が完成し国道416号線となったことに伴い、旧国道を町道として認定するものであります。合併前の永平寺町、上志比村と県土木事務所との間に確約書が結ばれていると、それに伴っての町道格下げの認定であります。このことは全く議会にも今まで示されたこともなく、また、この4.4キロの維持管理費という膨大なものになってきます。

今後の町財政のことも鑑みますと、これはなかなかすぐには認められるものではありません。当時の経過の確認とともに、県との交渉も含めて再度議会で明確にしなければならない部分があると思いますので、差し戻しの動議を提案をいたします。

○議長（川崎直文君） ただいま2番、滝波君から、付託中の議案第29号について、審査差し戻しの動議が提出されました。

この動議につきましては、賛成者の方はいらっしゃいますか。

（賛成者3人）

○議長（川崎直文君） 賛成者がいますので成立しました。

2番、滝波君の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立少数)

○議長(川崎直文君) 起立少数です。

したがって、2番、滝波君の議案第29号の動議に対しては否決されました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番(金元直栄君) 私は、この番号の1番から7番までの町道認定については何ら反対するものではありません。

ただ、当初説明受けたときに「えっ？」って思うような内容が入っていましたので、私もどうなのかということを知りました。そうしたら、合併協議が終了した当時の旧永平寺町と旧上志比村長の間でその県との確約書というのがあるということを知ってびっくりしているところであります。

特に今回の問題でいいますと、委員長報告にもありますように、まだこの道路については、維持管理においても27年度は県が管理するというので話が進んでいるということですから、まだ話が途中であります。これを考えると、やっぱりそれを今採決してしまうということについては不安ですし、議会が当然そういうふうなことぐらい知っていたんではないかという話もありますけれども、一部には、どうも聞いていた議員もあるようですが、私たちは議会として聞いた覚えはありませんし、合併当時から、合併協議やっていたり合併協議の終了に伴っての話の中でも出てきた覚えはございません。

そういうことになると、町としてもいろいろ話を進めていく上では、僕はやはり議会としてきちとした態度を示しておいたほうがいいのではないかという立場から、今の動議に賛成して、この案には首をかしげざるを得ないんですね。その辺いかがなんでしょう。このまま進んでしまっただけで、本当に町にとっていいのかどうかということを考えていただきたいと思うんですが。

○議長(川崎直文君) 委員長報告に対する質疑でありますので。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長(朝井征一郎君) これに関しては議員の中からもいろいろな意見もありましたが、最終的に議案どおり可決されたということでございます。

ので、もしこの件について行政のほうからまたございましたらご答弁お願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 今ほどのお話の中で、1点ちょっと訂正というか、をさせていただきますたいのは、27年度、県が管理するというのは、消雪施設については県が管理していくということでございます。そのほかについては、町道認定とともに町のほうが管理していくということでございます。

また、確約書についてですけれども、この確約書に基づき誠実に履行することが、今後さまざまな道路行政を推進していく上で大変重要であるというふうに認識しておりますし、管理主体を明確にしまして適正な管理を行うことによって道路利用者の利益につながるというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。質疑でお願いいたします。

○9番（金元直栄君） はい。

議会で、議会が知らない間に確約書といいますか、そういうものを交わしていて大問題になった例が近々ありました。金沢の市長です。業者と、たしか車券売り場、場外車券売り場の協議の密約というんか、確認書を交わしていたと。議会に諮らずにやっていたと。これで辞職した経過がありました。これを見ると、議会に相談もなしに決めていくというのは、僕は決していいことではないと思っているんですね。

そこら辺を、委員長さんとしては、このままそういう約束があるから認めてしまうということだけで議会のチェック機能が果たせるのか、役割が果たせるのかというのを実際委員長さんに問いたいと思います。もしそこで、ある意味、色よい答弁がないとなると、先ほど動議に私賛成した立場がありますので、これの採決には加われないという判断をすることになりますし、ぜひ的確な答弁をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 委員会審議経過における質疑ということで、4番、朝井君、答弁ください。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 委員会においては、これからの維持管理その他に関しての説明とか、いろんなことに関しまして審議がありました。

その中で旧上志比村と旧永平寺町との確約書があるということは、我々議員としましては、元の議会——議員さんですね。元の議員さんそのものが賛成された

のではないかということを確認しまして、賛成に可決されたということでございます。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 再度質問させていただきます。

上志比村との処理についての引き受ける確認ですが、これは18年の1月4日にされております。それから平成17年、旧永平寺町におきましては10月25日にされているということであります。当町が合併したのは18年の2月13日と記憶してますし、そのようになっています。議会での承認といいましても、これですと、上志比ですと12月議会、それから永平寺町ですと9月議会という、その議会に出したということであればそういうことになりますが、その経緯、また事実確認はしましたでしょうか、が1点。

もう一つは、当初、その国道の改修に伴うその処理についてですが、合併協議も含めて、それからその中でバイパスが第一優先だというふうに3町村でそれを第一課題に挙げました。そういう経緯の中からそれがその時点で、ある面では町道を引き受けるということで話が進んでいるのであれば、もっと以前の日程になるんじゃないかというふうにも私は思います。その点から、そういうものの確認等についてはどうしたか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○8番（上田 誠君） 続いて、最後、上志比……。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 済みません、ちょっと見落としました。

上志比のほうは受付印が、土木のがありません。永平寺町は福井土木事務所の受付ありますが、上志比のほうは入っておりません。それもあわせて確認をしたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 今ほど、永平寺町の、元永平寺町ですよね。の土木事務所の消印はありますが上志比にはないと言われるんですけども、これは……。

○ 番（ 君） わからん。

○ 番（ 君） わからんでしょう。わからん 。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 一応この上の、わからないんですけ

れども、この件について、行政のほうの、よければご説明ひとつお願いしたいんですけど。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 上志比村につきましては、当時の村の控えとございますか、それをコピーして提出させていただいております。

○議長（川崎直文君） 建設課長、再度ご答弁をお願いします。

○建設課長（平林竜一君） 永平寺町については控えを探す時間的なものもありまして、土木事務所のほうからファクス、コピーをいただいたということで、受付印の押したものを提出させていただいております。

上志比村につきましても、再度、県のほうの書類等を取り寄せてまた提示させていただきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど委員長の答弁では、その確約というんですか、をとってないというご意見だったかと思っております。先ほど同僚議員のほうもありましたし、やはりこれは大きな問題でもあります。

それから、これは町の住民に対しても、ある面ではいろんな形での負担を強いるということにもなりますので、ぜひご確認をしていただきたいと思いますし、そのとき、議会等にきちっとテーブルの上ののったのか、またそういうものを確認した上でこれを結んだのかということも調べるべきであって、その上からいろんな形のことを進めるべきであるので、今の動議について私はそういう意味で賛成したわけですが、その件について、再度、委員長のほうはそういうことを確かめなかったのかの確認と、今後どうするか、それはあれやね、について確認していきたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 先ほどの動議についての関連のご意見ではなくして、質疑というところに絞ってお話をください。

ただいまの8番、上田君の質疑について。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） この件につきましては、委員会の中である議員からもいろんなご指摘というんか、いろんな話もございましたが、我々委員といたしましては、先ほどから何回も言っておりますとおり、旧上志比村、旧永平寺町の首長さんの名前で書かれておるんですけども、それをもとにして確約があるということで賛成多数で可決されたわけでございますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） この確約書を見ますと、合併直前の日付になっております。

たしかこの3町村の合併の中にはいろいろ紆余曲折がありました。当時、旧の松岡のほうで合併間際に保育士等の職員採用をして、そのことが他の2町村から批判を浴びた。あるいは、旧上志比村で温泉の発掘の契約をしてしまった。それもいろいろ問題になった。それを乗り越えて合併に至ったわけです。あの当時、各町村で隠し事はしないというようなところで成立をしてきた合併協議が全く、この確約書については、議会にも表にはならなかったという現実があると思います。

委員長は先ほど、旧の町村の議会においてこの確約書が議会で成立をしているのではないかとおっしゃいましたが、そのあかしをとっているのかどうかというのが第1点。

それと、 まして、今の動議の賛成者の議員の中には、当時、町の幹部であった方々も入っております。ですから、当時の町の幹部の人も全く知らない中での確約書ということであります。それは、いわば密約書としか言いようがないものではないでしょうか。そういったことを考えると、やはりきちっと事実を明らかにする中で、この確約書を踏まえての県との協議を慎重にやっていく必要があるんじゃないでしょうか。

委員長にお尋ねをいたします。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 今ほど言われたとおり、議会にも示されていなかったということやそうですし、委員会といたしましては、そういうことをなくして、先ほどから何回も言っておるわけですが、その確約書のもとにおいて、これは我々の委員の判断といたしましては、首長並びに議会が承認されたのではないかとということでございますので、その確約の書類とかその他ということに関しましては行政の方に一言、ひとつお伺いしたいと思うので、ご答弁お願いいたします。

○議長（川崎直文君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 一言。当時の合併は、本当に産みの苦しみに3つの町村が一緒になりました。その過程の中では、旧の松岡は住民投票までして賛否を選択

をいたしました。そんな中で、今、この確約書があつてすんなり町道に認定をするということは、少なくとも私が思うには、松岡に住んでおられる町民方が本当に理解をし得ることができない重大な問題だと認識をしております。

そういった意味では、今回の採決については本当に大きな意味があると思えますし、私はこの採決には加わることができない。やはり慎重に今後のことも調査をしていかなければならないという立場をとりたいと思っております。

○議長（川崎直文君） 質疑ではありませんので。

ほかに質疑ありませんか。

3番、長谷川君。

○3番（長谷川治人君） 私、本当に遺物なんで、産業建設常任委員会においては賛成ということで、ただいまの動議というふうな形で手を挙げさせていただきました。

いろいろ話出ましたんで、直接昔の私の、どういいますかね、当時は総務課長もしてました。そういうふうな責務ありましたし、いろいろあるんですが、前回の産業建設常任委員会におきましては、やはり町のこともあるし、当時の確約書があるというふうなこと、もういろんなことを考えまして賛成ということを行いました。

その中でも、やはり松岡の吉野地区から宮重ですか、そこについては特に問題ないんだろうと。いわゆる花谷の路線から上志比の牧福島ですか、その部分について特に問題になっているんだと思います。

はっきり言いまして、細かい話は別にしまして、あれからやはり町民の中から相当の強い不満といいますかね、そんなことが、いつからそんな話があったのかとか、いろんなことをあの長い間、長い時間、私どもも、きのうですか、聞かされましたし、永平寺町においては平成17年の10月25日が確約書の日付になってますね。ちょうど9月定例会の後、それから12月定例会の前というふうな時間、時をもってそういうときになっているんだろうと思うんですが、正直、このことは言わないかなと思ったんですが、当時、その席にいましてですね……。

○議長（川崎直文君） 長谷川議員、質疑ということで話を進めてください。

○3番（長谷川治人君） 端的に言いますと、動議ということで、私、手挙げさせていただきましたが、今言うように、松岡地区については賛成、それから花谷、牧福島、それについてはもうちょっと時間いただけたらいいなと、継続ぐらいにならないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 質疑ではありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

17番、多田君。

○17番（多田憲治君） 私も昨日、町のちょっと有志の方から私にその連絡があつて、これは一体どうなってんだと、実はこういうふうなお話もありました。

私は、今回の町道の件につきましては、当時の首長と福井土木の約束事はあるとはいえ、この長い区間、先ほどいろいろと滝波議員もおっしゃってますが、道路維持費、また融雪も含めた除雪対策費、これは誰が負担しようと町民はひどう関心ないんですね。

だけど、我々はちょうどこのときに直面している議会でございます。これが議会の仕事でございます。この毎年厳しい予算の中で町の一般財源をどれだけつぎ込むか、これも実は、委員長が賛成答弁を言いましたが、それなら今言う27年度は県のほうで、さっき建設課長が融雪については何か維持費を県が支払うとか言いましたが、これは本当に単年度事業ではないんですね。向こう、もう本当に永平寺町がある限り、この、将来は松岡のあそこまで行くと思うんですが、この経費等は実は年間大体このぐらいかかるんだと、そういった形で議会に提出して、議員の皆さんで協議して、これはどうしようというのならいいんですが、ただ当時の首長さんの約束事があるさかいに、これではもうどうもならないのだと。私はこの議会の仕事っていうのは一体何かなど。これをひとつ委員長にお尋ねをします。

○議長（川崎直文君） 具体的な質疑事項ということで、まとめて。

4番、朝井君。審議経緯ということでお話してください。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 先ほどから何回も言わせていただけてますが、これはあくまでも我々産業建設委員会において委員多数で可決された案件でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、川治君。

○15番（川治孝行君） 本議案に賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

町道花谷牧福島線の町道認定につきましては、一般県道栃神谷鳴鹿森田線の供用開始に伴う国道416号の管理引き継ぎ路線であります。引き継ぎに係る要望工事であります舗装工事、また防護柵や補修工事が完了するとともに、側溝改良などその他の要望箇所も3月末には工事が完了することから、永平寺町花谷地区から牧福島地区区間の管理を引き継ぐ4,411メートルを新たに認定をするものであります。国道416号線の管理引き受けにつきましては、合併前に県道栃神谷鳴鹿森田線いわゆる機能補償道路の建設完了に伴う町道引き継ぎについての書面いわゆる契約書があります。これは覚書ともとれますが、確約書という形で出されております。

この確約書または契約書の意味についてですが、覚書とは、当事者双方の合意事項を書面にした文書のことをいいます。また、この書面の実態が契約の基本を定めた内容になっているものにつきましては、タイトルが覚書となっていましても契約書とみなされるということが明記されております。それで、この契約書とは何かということですが、これは、契約書とは相対する2つ、いわゆる2人以上の意思表示の合致、つまり当事者の一方の申し込みと他方の承認によって、承諾によって成立する法律行為のことを契約といいます。

以上のことから、旧上志比村におきましては、平成18年1月4日付で「国・県道の改築に伴う旧道の処理について」と題しまして、上志比村北島、永平寺町側の村境から牧福島県道上志比インター線との交差点までの区間においては当町道として認定し、引き受けることを確約しますと、福井土木事務所長宛て、三田村一豊様に提出をされております。また、旧永平寺町におきましても、平成17年の10月25日付で「国・県道の改築に伴う旧道の処理について」と題しまして、永平寺町花谷国道364号線との交差点から飯島、上志比側の町境までの区間を当町道として認定し、引き受ける確約をしますと福井土木事務所長宛てに提出をされております。

以上、おのおのの書面は、2者間の意思表示が合意に至っている事実を表明する目的で作成された文書であります。両者が各おのおの1通を保有する申し込みと承諾によって成立する法律行為である契約書であります。また、旧永平寺町、

旧上志比村のおのおの議会においても、議会の承認をされて提示された文書であると推定はされます。これらを覆すことは、今後の町政において県及び国からの信頼を失い、今後の町政の根源を揺るがすことになりかねないこととなります。

このことから、議案第29号の道路認定につきましては賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

○1番（上坂久則君） 賛成でもいいですか。

○議長（川崎直文君） はい、結構です。ちょっと待ってください。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 賛成の立場から申し上げます。

組織と組織が合併、併合する場合、通常は、デューディリジェンスといいまして、相手方の資産、負債、契約内容を事前に調べ上げます。それは予想もしない隠れた負債やら瑕疵のあるものを引き受けるリスクを避けるために通常は行われています。ですから当然旧3町村が合併する場合もそういうのがなされていたはずだと思いますし、もしそういうことが失念されていたとしても、今ほど先輩議員がおっしゃいましたように、その自治体を代表する村長あるいは町長という方でもってその契約の受け渡し、覚書の受け渡しの場所もしかるべき場所であれば、相手方はその、何と申しますか、を疑う余地はありませんので、それは有効に締結された覚書あるいは契約書だというふうに判断されます。

それを前提にして、今ここに至って町道認定になるという時点で、あとのメンテナンスあるいは費用負担等々が懸念されるということでそれを否認するというのは、これは甚だ道理に反していると思います。ですからそういうことをするとこの永平寺町の品位が疑われると申しますか、信頼をなくすことになると思いますので、原案どおり承認することに賛成いたします。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） その当時の推定ですけれども、多分、村長さん初め町長さんは、やっぱりトップは選択するのが、意思決定がね。これは首長さんの大きな責任ですから、そのときに議会にも十分説明ができなくて、あるいはここで判断したという、緊急的におやりになったのかなと。どの人が首長やっても自分のとこ

ろの村民、町民に損かけることを前提して判断するということはまずあり得ない
んで。ただ、そういうような中において議会にあったのかなのかという、これ
は誰もいないわけですから、それでもその事態のときには判断したという文書が
ある以上、それは尊重せざるを得ないと。

ただし、今後、行政府同士が信頼感を失うようでは話にならないんで。ですか
ら、そこはまた所管の課長から土木事務所へ、議会のほうからのいろいろ心配点
とか相違点があったということで、いわゆる政治的な配慮でね。それはぎすぎす
してても問題解決しないんで、その辺の念頭を、ね、町長ね、入れておいて、ま
た県の土木事務所なり今後また町民にとって負担が軽くなったり、あるいは円満
にいい方向にいけるような、ぜひ汗をかいてほしいと。

そういう意味で、しっかりその議会の心配事とか今の思いを受けとめて今後や
っていただけるということを信じて、私はこの原案に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第29号、町道の認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定する
ことに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（川崎直文君） 起立全員です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第30 議案第30号 町道の認定変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第30、議案第30号、町道の認定変更について
の件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、産業建設常任委員会に付託されました議
案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出され
ております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 議案第30号につきまして、町道認

定変更についてでございますが、第8条第2項の規定により、町道の路線を変更するものでございます。

町道吉野82号線、町道83号線、町道84号線、町道85号線、町道吉野86号線……。

○議長（川崎直文君） 4番、朝井君、議案第30号、町道認定変更についての報告を求めます。

○産業建設常任委員会委員長（朝井征一郎君） 済みません。

30号の町道認定変更については、中部縦貫自動車道と福井北ジャンクションインターから松岡インター区間の開通にあわせて、一般県道稲津松岡バイパスの工事の完成に伴う供用開始と栃神谷鳴鹿森田線に供用に伴う国道416号線の管理引き継ぎに至る要望工事が完了したことから、道路法第10条第3項に基づき、1路線の町道の認定変更をするものであります。

採決の結果、議案第30号は全員賛成により可決いたしました。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第30号、町道の認定変更についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第31 議案第31号 工事請負変更契約の締結について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第31、議案第31号、工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

本件は、去る平成27年2月24日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお

ります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員会委員長（中村勘太郎君） 議案第31号、工事請負変更契約の締結について、意見を報告します。

この契約の変更につきましては、変更額502万9,560円の内訳につきましては、議場、廊下のバリアフリー、円卓会議室等の工事改修額392万9,040円、また町章が110万520円、そういった内容を確認にて議了とさせていただきます。

総務常任委員会では全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第31号、工事請負変更契約の締結についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第32 議案第32号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第32、議案第32号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第32号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案のご説明を申し上げます。

永平寺町教育委員会委員1名が本年3月31日に任期満了となりますので、再任同意を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ただいま提案されましたご説明、内容の説明をさせていただきます。

再任用したい者につきまして申し上げます。

住所、永平寺町竹原第4号25番地。氏名、朝日高範氏。生年月日、昭和25年4月17日生まれでございます。

略歴につきましては、次の131ページに記載をさせていただきますのでごらんいただきまして、内容説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

○9番（金元直栄君） 退席いたします。

○議長（川崎直文君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第32号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（川崎直文君） 起立全員です。

よって、議案第32号、永平寺町教育委員会委員の任命同意については同意することに決定しました。

～日程第33 議案第33号 永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第33、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第33号、永平寺町固定資産評

価審査委員会委員の選任について、提案のご説明を申し上げます。

永平寺町固定資産評価審査委員会委員3名が本年3月31日に任期満了となりますので、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ただいま提案されました内容につきましてご説明をさせていただきます。

選任者3名につきまして説明をいたします。

1人目、住所、永平寺町松岡吉野塚第19号23番地、布目一夫氏、生年月日、昭和23年5月31日。2人目、永平寺町志比第22号24番地、氏名、山口富士雄氏、生年月日、昭和16年1月4日。3人目、住所、永平寺町藤巻第43号22番地、氏名、南部 哲氏、生年月日、昭和25年1月19日。以上3名でございます。

それぞれ3名の略歴につきましては、133ページから135ページをごらんいただきますようお願いいたします。

説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれを選任することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（川崎直文君） 起立全員です。

よって、議案第33号、永平寺町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は選任することに決定しました。

～日程第34 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第34、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の

一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 発委第1号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年3月13日 提出

永平寺町議会議長 川崎直文様

提出者 議会運営委員会

委員長 上田 誠

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画財政課」を「財政課、総合政策課」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の永平寺町議会委員会条例第19条の規定において、施行の日の前日において在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、改正後の規定は適用せず、この条例による改正前の規定はなお効力を有する。

以上です。

○議長（川崎直文君） 提案理由の説明を求めます。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 提案理由の説明をさせていただきます。

発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び永平寺町行政組織条例等の一部改正に伴い、永平寺町議会委員会条例の一部改正が必要となったことから、議会運営委員会で今回の改正を提出するものであります。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第35 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第35、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員が、昨年任期途中で退任し、現在1名の欠員となっておりますので、新たに人権擁護委員の選任をお願いするものです。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 副町長。

○副町長（平野信二君） ただいまの内容につきまして、推薦する者のご説明をさせていただきます。

氏名、川上貴美子氏、住所、永平寺町松岡湯谷第8号12番地、生年月日、昭和27年4月29日でございます。

略歴につきましては次のページ、137ページに記載をしてありますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は川上貴美子君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は川上貴美子君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時32分 休憩）

（午後 3時34分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～追加日程第1 議案第34号 受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について～

～追加日程第2 議案第35号 受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結について～

～追加日程第3 議案第36号 受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結

について～

○議長（川崎直文君） 次に、追加日程第1をお願いいたします。

お手元にこの追加日程の議案については配付してありません。

追加日程第1、議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について、議案第35号、受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結について、議案第36号、受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結についてから議案第36号、受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結についてまでの提案のご説明を申し上げます。

議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について外議案2件につきましては、全て2月25日に入札が執行され、予定価格が5,000万円以上の工事となり、契約相手方と請負契約の締結をいたしますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これら議案3件の契約方法、契約金額、契約相手方等につきましては、この後、担当課よりご説明させていただきます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顕浩君） それでは、ただいま一括上程いただきました議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について、議案第35号、受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結について及び議案第36号、受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結につきまして補足説明させていただきます。

受変電設備設置工事（その1）、（その2）、（その5）の入札が2月25日に執行され請負業者が決まり、請負契約締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について、1番、工事名、受変電設備工事（その1）。2番、契約方法、条件つき一般競争入札。3番、契約金額、5,097万6,000円、うち消費税相当額は377万6,000円。4番、契約相手方、上野電機株式会社・佐々木電機商会建設工事共同企業体、代表者、福井県福井市乾徳3丁目9番1号、上野電機株式会社、代表取締役、上野友嗣。構成員、福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目10番地、佐々木電機商会、代表、佐々木一彦。

以上でございます。

続きまして、議案第35号、受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結についてご説明させていただきます。

1番、工事名、受変電設備工事（その2）。2番、契約方法、条件つき一般競争入札。3番、契約金額、5,355万7,200円、うち消費税相当額396万7,200円。4番、契約相手方、伊藤電機設備株式会社・株式会社松川電機特定建設工事共同企業体、代表者、福井県福井市順化2丁目2番1号、伊藤電機設備株式会社、代表取締役、伊藤仁一郎。構成員、福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目20番地、株式会社松川電機、代表取締役、松川庄二でございます。

続きまして、議案第36号、受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結についてご説明申し上げます。

1番、工事名、受変電設備工事（その5）。2番、契約方法、条件つき一般競争入札。3番、契約金額、5,108万4,000円、うち消費税相当額378万4,000円でございます。4番、契約相手方、前田電気株式会社、松川電機特定建設工事共同企業体、代表者、福井県大野市中保第21号12番地、前田電気株式会社、代表取締役、前田豊次。構成員、福井県吉田郡永平寺町藤巻第2号8番地1、松川電機、代表者、松川幸治でございます。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより、議案第34号から議案第36号、3件について1件ごとに行います。

議案第34号、受変電設備設置工事（その1）の請負契約締結について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第34号は、ただいまの報告のとおり、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、受変電設備設置工事（その2）の請負契約締結について、質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、受変電設備設置工事（その5）の請負契約締結について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第36 閉会中の継続調査の申出～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第36、閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 3時46分 休憩)

(午後 3時46分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る2月24日開会以来18日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたこと心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されますよう、特にお願いを申し上げまして、平成27年第1回定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成27年度当初予

算や条例の制定等を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。また、各委員の任命、選任のご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

今議会において議員の皆様と議論を深めることができ、心から感謝を申し上げます。ご審議いただいた当初予算や補正予算におきましては、地域を元気にする事業が多数盛り込まれており、まさに、まち・ひと・しごとが連携して一体的に推進することが地方創生のキーワードになります。

あすから北陸新幹線が開業する運びとなり、首都圏と北陸がぐっと身近になり、本町にとっても新たな観光やビジネスチャンスの到来と受けとめ、観光客の誘客や地域産業の活性化につなげるように国の取り組みと十分連携し、みずからの地域の将来はみずからが決めるという決意を新たに創意工夫を持って魅力ある地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

また、永平寺ブランドの発信を初め、道の駅整備事業、観光まちなみ魅力アップ事業、ふるさと創造プロジェクト事業、平成30年開催の福井しあわせ元気国体など、重要な事業につきましては、議員各位のご意見をいただきながら着実に進めてまいります。

地方創生元年となる本年は、町民の皆様が安心して生涯にわたり生きがいを持って生活していく上で、極めて重要な時期であると考えております。新しい時代の地域づくりや将来を見据えた安全、安心の暮らしの基盤づくりのため、町民の声をしっかりと聞きし、町民がまちづくりの主役となるよう情熱とスピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

きのうまでの寒さが少しずつ緩み始め、ようやく春の気配が感じられる季節となりましたが、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 3時51分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員